平成21年7月
福祉教育
実践研究シリーズ
2

学校・社協・地域がつながる福祉教育の展開をめざして

福祉教育推進にむけて
学校と社会福祉協議会の
よい関係をつくるために

全国社会福祉協議会
全国ボランティア活動振興センター
福祉教育実践研究会

学校・社協・地域がつながる福祉教育の展開をめざして
全国社会福祉協議会　全国ボランティア活動振興センター／福祉教育実践研究会

はじめに

全国社会福祉協議会（以下「全社協」）・全国ボランティア活動振興センターでは、平成19年度より、福祉教育実践研究会を開催してきました。研究会は、福祉教育推進に携わる社会福祉協議会（以下「社協」）の職員が、福祉教育の実践状況や課題などをもち寄り、よりよい福祉教育実践にむけて、協議・検討する場としています。原田正樹日本福祉大学准教授にアドバイザーとしてご参加いただいています。平成19年度は報告書「福祉教育の展開と地域福祉活動推進」をまとめ、全国の社協等に配布しました。

平成20年度は新たなメンバー構成で、平成20年8月から21年2月にかけて6回の研究会を開催し、協議を行ってきました。

そこで、福祉教育推進の一つのカギでもある「学校・教員」と「社協」のかかわり方に着目し、福祉教育推進主体として社協が学校や教員とどのようなかかわり方をしているのか、学校・教員にとって「社協と協働することが魅力的」と考えられるようなかかわり方やプログラムとはどのようなものか、などについて探ることにしました。

研究会では、メンバーの実践についてヒアリングを行い、その強み・弱み、展開のポイント、キーパーソンや資源、困難な点とその突破方法、などの整理を行いました。また、高知県社協のご協力により、高知県内の3つの市町村社協を訪問し、現地ヒアリングを実施しました。これらのヒアリング等にもとづき、学校と社協がよい関係性をもって福祉教育を推進していくための条件や、社協の側にどのような取り組みや努力が必要か、などについて検討・整理しました。

その課題意識や提案などを、研究会メンバー以外の社協の職員とも共有し、社協職員のエンパワメントと、福祉教育の質の向上に資することに貢献したい、という本研究会メンバーの熱い思いからまとめられたものが本報告書です。

各社協において、今一度、福祉教育の推進状況、特に、学校・教員とのかかわり方、地域との連携のあり方などを振り返り、本書にある、さまざまな具体的なポイントやヒントを参考に、新たな展開への一助としていただければ幸いです。

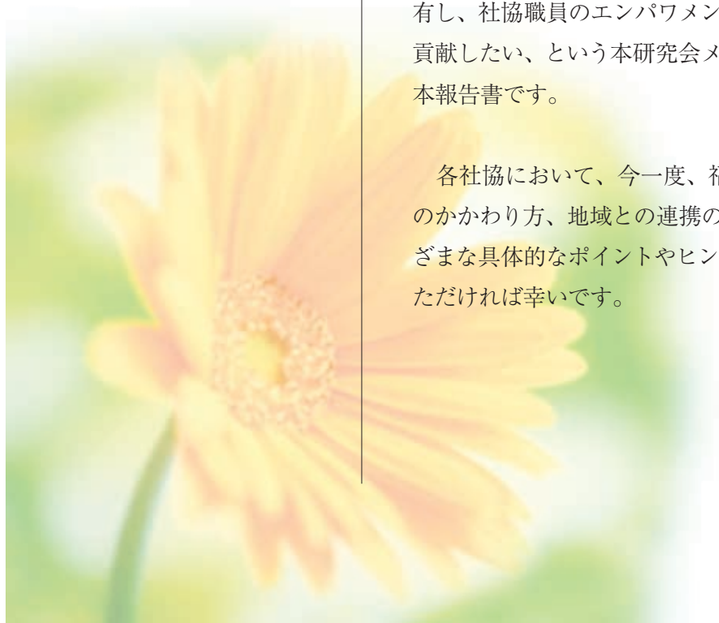

全国社会福祉協議会
全国ボランティア活動振興センター
福祉教育実践研究会

目次

Contents

はじめに

なぜ今「学校」と「社協」か 4

第1章 高知県の実践から学んだこと 7
社協が学校とツナガルと地域が変わる

第Ⅰ話 共通の目的をもつことこそが、新たな活動への原動力 8
（日高村社協の取り組み）

第Ⅱ話 自由な活動を学びに結びつけるための関係づくり 10
（南国市社協の取り組み）

第Ⅲ話 人づくりの『福祉共育』、燃える社協ワーカーとの出会い 12
（土佐町社協の取り組み）

第Ⅳ話 県社協は力強い味方 14
（高知県社協の取り組み）

第2章 社協は学校とどうつながるか 17
社協と学校が創る「福祉共育」とするために

1. 学校のことをもっとよく知ろう 18
　1）学校の教育活動について知ろう! 18
　2）新学習指導要領の改訂と福祉教育の展開を考えよう 23
　3）新学習指導要領からプログラムを想起する 26

2. 社協や福祉教育のことをもっとよく学校に伝えていこう 32
　1）社協が何をしているところかを伝えよう 32
　2）学校と社協がつながることのメリットを伝えよう 33
　3）「福祉教育を通して学んでほしいこと（目標・価値）」を伝えよう 33
　4）なぜ学校にとって福祉教育が大切か伝えよう 34
　5）福祉教育の必要性や効果を伝えよう 35

3. 学校・社協・地域がよりよくつながる方法を考えよう 36
　1）『つながり』の強さと太さはコーディネート次第 36
　2）プログラムづくりは遊び心満載でいこう! 39
　3）地域活動を子どもたちの学びのステージ（場）に 42
　4）「つながり」の基本は人から人へ 43
　　多様な福祉教育プログラムを支える大切な存在「福祉教育サポーター」

第3章 社協は今後どう動くのか!? 45
学校・社協・地域がつながるために

1. 学校と共に福祉教育をすすめるうえでの3つの目標 46
2. 市区町村社協はどう動くのか? 47
3. 都道府県・指定都市社協はどう動くのか? 49
4. 全社協に期待されること 50
5. 社協が学校にかかわるもう一つの意味（報告書の「あと」に） 52

福祉教育実践研究会メンバーからのメッセージ 54

なぜ今「学校」と「社協」か

当初の問題意識

平成17年度の「社会福祉協議会における福祉教育推進検討委員会報告」（全社協）では、学校における福祉教育の展開と共に、地域における、市民全体をも視野にいれた福祉教育の重要性を強調しています。これは、社協がすすめてきた「学童・生徒のボランティア活動普及事業」を典型とする学校における福祉教育の成果を決して過小に評価するものではありませんが、ややもすると「学校内の実践」に限定されがちになっていた福祉教育に広がりと深みをもたらすよう、「地域福祉を推進するための福祉教育」を意識したものでした。

この報告では、福祉教育が、そのような「学校における福祉教育」にとどまることなく、地域における福祉教育のプラットホームを用意し、さまざまな組織・個人の参加を得てすすめることを提案しています。学校も当然、そのパートナーのひとりですが、そういった観点から学校との関係を見て、協働の準備ができているかと振り返ったときに、きわめて不十分なように思われます。

言い換えれば、私たちの考え方やプログラムをもち込み、それを学校に認めてもらうというようなかたちで学校における福祉教育をすすめてきた（これはこれで間違っているわけではありません）ので、学校と協働して地域における福祉教育をすすめるとなると、協働相手としての学校をいま一つ、十分に理解していないのではないか、という疑問がわくのです。

社協職員は、「学校や教員が福祉教育に熱意がない」、「社会福祉のことを理解していない」と嘆きがちですが、なぜそうなのかということについて、学校側の事情を理解しようとしてきたでしょうか。

いま、学校を囲む状況は、不登校などの問題を抱えた子どもの存在、学力向上への期待、「ゆとり教育」や「総合的な学習の時間」の見直しなど、複雑な課題を数多く抱えています。それらの状況への理解の努力なしに、福祉教育を共にすすめていこうと呼びかけても、なかなか響くことはないでしょう。

本研究会ではそのような問題意識をもち、学校が地域の福祉教育において、地域社会の組織・個人と協働して、力を発揮してもらうためには、社協は何をしなければならないのか、どのような役割を果たすことができるのかをできるだけ具体的に検討することとしました。そして、以下のようなポイントに着目しながら協議を重ねてきました。

- 地域とのつながりをつくりながら福祉教育を展開することは学校の教員だけでは荷が重い。地域とのつながりをもつ社協などが、その支援を行う必要がある。
- さらに、地域とつながって実施する具体的なプログラム（さらには、そのプログラムを通して地域とつながりを広く、深くする）を提案する必要がある。

研究会からみえてきたことと本報告書の構成

本研究会では、メンバー自身の実践についての相互レポートと、高知県内3カ所の社協（日高村社協、南国市社協、土佐町社協）ならびに、高知県社協の取り組みについてのヒアリングを行いました。

これらを踏まえ、社協の福祉教育への取り組み課題を整理すると次にようになりました。

①そもそも教育現場（学校・教員・教育委員会など）とのコミュニケーションを行っているか（教育現場のことを知っているか）
②そこにおける福祉教育展開の可能性を検討しているか
③社協や福祉教育のことを理解してもらっているか
④地域を基盤に展開する福祉教育のプログラム展開をイメージできているか
⑤適切なプログラムを提案できているか
⑥学習指導要領と福祉教育プログラムとの関係を十分に検討しているか（学校任せにしていないか）

この問題意識にたって、整理を行ったものが第2章です。

本研究会の検討対象は、「学校における福祉教育」ではなく、「学校が地域社会と協働しながらどのように福祉教育に取り組むか（そしてそれを社協がどう支援するか）」ということです。

したがって、「教育」という言葉で誤解されがちな、「学校で教えること」でも「教える者と教えられる者の関係」でもない「教育」をイメージしなければなりません。学校の教員、児童・生徒を含む地域社会のあらゆる組織・個人が福祉を通して、学び合う、共に育つというイメージが必要です。そこで、本報告書では、そのことを強調する箇所では「福祉共育＝共に育つ力を育む」という言葉を使用しています。

実は、これは、地域福祉の考え方と非常に似通っているようにも思われます。福祉教育の考え方と実践は、地域福祉の推進に欠かせないものとの確信をもつにいたった次第です。

第1章

高知県の実践から学んだこと

社協が学校とツナガルと地域が変わる

本研究会では、メンバー間の実践交流に加え、全員が同じ経験をすることから、さまざまな視点や考え方を交流する手法もとりいれて、議論を重ねてきています。平成20年度は、高知県社協のご協力を得て、高知県内3つの市町村を訪問し、各地における福祉教育の取り組み事例についてヒアリングをしました。

本章では、「社協職員がなぜ、社協と学校と地域をつなげなければならないのか？」あるいは、「社協と学校をどのようにつなげていったらよいのか」という疑問をもとに、それらの社協の実践事例から**“ツナガル共育”を推進**するために、共通している大切なポイントや特徴を紹介すると共に、**“熱き社協スタッフたちの想い”**をお伝えしたいと思います。

第Ⅰ話

共通の目的をもつことこそが、新たな活動への原動力

日高村（平成21年3月31日現在）	人口		高齢化率
	5,879人	■0～15歳未満：　621人 ■15歳～64歳　：3,388人 ■65歳～　　：1,870人	31.8%

日高村社協では、高知県社協の**モデル事業としての取り組み**から、**学校との関係**ができ、学校へ協力する**人材ができ**、地域福祉活動**計画づくり**へ、そして、**“まちおこし”**へと発展しました。

高知県社協のモデル指定という一つのきっかけから、活動が広がっていくなかには、日高村社協としての**工夫**がありました。

【これまでの取り組み】

■平成15年から、高知県社協の「福祉教育のモデル事業」に取り組んだことが福祉教育の活動を大きくはじめるきっかけとなる
そのモデル事業を通して、学校とのかかわりが多くなり、現在は活動を学校から地域へと広げつつある

■平成15～16年度

＊団体、関係機関とのネットワークづくり

＊福祉教育ボランティア学習のための資源（人材）の発掘と育成、データ整理

▶「総合的な学習の時間」の授業をつくりあげるうえで、企画段階からかかわり、学校と施設をつなぐために

- ●ネットワーク会議（福祉教育推進校・推進園連絡会）の開催
- ●調査研究への取り組み
- ●**福祉学習サポーター養成講座**の開催（現在、講座修了者は22名）

■平成17年度、福祉学習サポーターの養成とフォローアップ

▶福祉学習サポーターと協働の福祉教育プログラムを実践

■学校へのアプローチ

- ●まずは教育委員会（教育長）へ話をして、各学校をまわる
- ●教員によって温度差はあるが、プログラム提案や情報提供を通じて教員の持ち味を活かしながら取り組んでもらえるよう工夫する
- ●福祉教育を福祉分野からのみとらえるのではなく、国語や社会、道徳などすべての学びとからみあっているものと捉えてもらう
- ●学校の教育目標に合わせるかたちで、社協の強みを活かしてプログラムに落としていく

ここがPoint! 特徴的な取り組みと実践

日高村における実践では、学校側の思いと社協側の思いをうまく「ツナゲル」工夫をすると共に、それが実は地域の思いであるということが明らかになりました。

■学校側の福祉教育の視点

- ●人権教育※（「豊かな心情と実践力を備えた生徒の育成」など）が基盤にある福祉教育の推進
- ●生徒への、教科（国語・英語など）での学びと、教科以外の活動（総合的な学習の時間・道徳・特別活動など）での学びを、つなげていくこと
- ●地域と学校とをつなげてくれるようなコーディネーターの必要性　など

それぞれの思いをツナゲル・ツナガル

●価値観や理念の共有化

社協から学校へ福祉教育プログラムなどの情報提供を行うことや、学校へ**足を運ぶこと**、教員の話や**“つぶやき”**に耳を傾けることから生まれてくる

■社協側の福祉教育の視点

- ●小地域ネットワーク活動（日常生活圏域での生活課題の解決のための活動）の推進
- ●社協の福祉教育の方向性の確立　など

■社協・学校の福祉教育のもう一つの視点

社協・学校、それぞれの組織内にも目を向け、地域や学校にかかわる際、**複数の職員・教員が共通の認識**のもとに行うことで、より相乗効果のある活動へと広がっていきます。

社協・学校の**役職員の理解を促していくことで活動を広げていくきっかけ**にもなります。

社協が学校と関係をつくる場合、それぞれの組織が共通して大切にしていることは何か、という目的を確認することです。

学校への働きかけと、社協組織内への働きかけ、そして、働きかけの方法として、「共通して大切にしていることは何か」という目的を探ることです。

※注：高知県は「人権教育」を重要な教育方針の一つとして取り組む姿勢を長年にわたってもち続けてきている。

印象的なことばの数々!!

- ●社協には、学校の**主体性を大切にしつつ、寄り添って**サポートしていく姿勢が必要。
- ●学校では、人とのかかわりの大切さを**“伝えていきたい”ではなく、“伝えなくてはならないもの”**として感じている。
- ●「子どもが変われば、大人も変わる、地域が変わる」ことを地域の人たちが**実感すること**で、活動が広がっていく力になること。
- ●1度社協にかかわった地域の**人を離さない**ようにすることが重要！

社協が学校との関係をつくるために、さまざまな工夫があることを学んだ瞬間でした。

自由な活動を学びに結びつけるための関係づくり

南国市（平成21年3月31日現在）	人口	高齢化率
	49,852人	24.1％

■0～15歳未満：6,928人
■15歳～64歳：30,886人
■65歳～：12,038人

南国市社協では、ボランティアの自由な意思での参加を尊重しています。そのために、ボランティア活動の多様性と、自由な参加を軸にしたプログラムづくりを行っています。自由な意志を尊重することにより、結果的に人とのかかわりや、地域にある生活課題についての**学び**につながっています。

また、中学校の生徒会を中心とした活動には社協も連携しながら、生徒たちの自主性を尊重した活動をすすめています。

【これまでの取り組み】

■昭和62年から「南国市ふれあい活動推進委員会」を立ち上げ、毎年１回、保健師、行政、施設、社協等の関係機関が顔を合わせる機会を設ける

■「福祉入門教室」の開催（過去11回開催）

●肌で感じ取ることを重視した３日間のプログラム。（講義→現場体験→振り返り）

■「なんこくボランティアDAY」を開催（平成9年～）

●「福祉入門教室」の受講者が修了後に活動につながっていない状況を受け、人材を活かすために中学生主体のイベントである

■広報活動

●ばらばらに向いている矢印を一つに集約するため、社協が核となって**広報活動（一般向けに『社協だより』を発行、**気軽に手にとれる**南国市こども子育て情報誌『まっこと』を発行）**に取り組む

■ボランティア活動列車

●ボランティア活動も「各駅停車で、いつ乗って、いつ降りてもよい」という意味で、**「ボランティア活動列車」**（ボランティア体験講座、平成17年～）を開催。ふくしってな～に？　ボランティアってな～に？　といった身近なことを学ぶ1年間の講座　など

【具体的なプログラム内容】

■生徒会のボランティア活動

必要としていることの結びつけ

●**「おはよう隊活動」**
地域の高齢者のお宅に、始業前の生徒が定期的に訪問し、声かけをすることで見守りを行います。**子どもたちの元気を朝一番で届けると同時に、安否確認**をするという実践活動です。

●**「学童保育ボランティア活動」**
学童保育の指導員が、保育**プログラムの作成に苦慮する時期**でもある春休み・夏休み・冬休みに、生徒がボランティアに入り、現場に活気をもちこみます。また子ども（生徒）が子ども（児童）の保育ボランティアを実践することにより、**双方向の情緒的な教育効果**にもつながっています。

■地域で必要としていること

ここがPoint! 特徴的な取り組みと実践

●南国市社協では、ボランティアの敷居を低くするため「なんこくボランティア列車」と題してこれまで計11回の体験型ボランティア講座を開催してきました。注目する点は「各駅停車で、いつ乗っても（参加しても）、いつ降りても（やめても）、よい」という、**入口を自由にして、自主性・自由意志を尊重**していることです。

●市立中学校の生徒会活動では、生徒会の生徒が考えた目標「生徒の生徒によるみんなのためのボランティア」をもとに、**執行委員会が計画・立案・認定し、生徒全員を対象**とした多種多様な、**自由意志を尊重した活動**を実践しています。

印象的なネーミングとフレーズ

南国市社協では、**「たのみ上手」「つなぎ上手」「ついで上手」**の3つの上手をキャッチフレーズに活動し、生徒会では**「生徒の生徒によるみんなのためのボランティア」**を目標に、取り組みをすすめています。

生徒会活動の一環で行われるボランティア活動には、「トイレビューティフルDay」「フラワーボランティア」「愛校作業ボランティア・クリーン大作戦」「外へ飛び出せ運動会」「なんこくボランティアDay」「学童保育」「おはよう隊」「やったるデイ」など**ユニークなネーミングをもった多様な活動があります。多くの生徒の参加**がある背景には、**やるのも自由、やらないのも自由**であることが大きな理由といえます。

誰にでもわかるワンフレーズの言葉が印象的でした。

第Ⅲ話 人づくりの『福祉共育』、燃える社協ワーカーとの出会い

土佐町（平成21年3月31日現在）	人口 4,511人	■0～15歳未満：406人 ■15歳～64歳：2,291人 ■65歳～：1,814人	高齢化率 40.2%

土佐町社協では、社協と学校と地域との信頼関係を軸に、子どもたちに伝えたい本当に大切な学習素材として、**“身近な生活課題”**や“人とツナガル**交流の場**”を基点としています。それらの取り組みから相互補完の視点をもち、ダイナミックに行動する社協らしい社協であるということを実感しました。

また、学校における福祉教育の推進については、いかに社協が実効的にかかわることができるのか？　そのための『**信頼関係**』とは、どのように構築していけばよいのか？　さらに、福祉について教員にも知ってもらい、「地域の課題は、地域住民でもある教員自身の問題でもある」という根源的な部分を共有化することで、**学校と社協をつなぐための大切な気づき**が得られています。ここではこれらを具体化するために、社協ワーカーや社協組織としての特徴的な動きや**“仕掛け”**について紹介します。

ここがPoint! 特徴的な取り組みと実践

その①　社協側からの迅速な仕掛けやアプローチ

▶学校側（教員）の「社協は何をするところなのかわからない」という素朴な疑問から…

その時、社協ワーカーは、このように“仕掛け・動いた!!”

教育委員会を通し、**校長会に社協が出席**させてもらえるように働きかけ、その席で社協の機能や役割と社協が提案する福祉教育の考え方について、説明させてもらうことに成功しました。

さらに、社協ワーカーが各福祉教育推進指定校に5月から7月にかけて出向き、**職員会議を活用してプレゼンテーション**を実施することが定例化し、社協への理解が得られ、教員から相談されるなどの信頼関係ができました。

このように社協側からの仕掛けやアプローチ等、行動を迅速に行うことで、お互いの組織にとって実りある結果に至っています。

その②　住民の学習の機会を大切にするというコンセプトで地域と学校をリンク

▶地域での福祉教育と学校での福祉教育をリンクする視点や方法は？

その時、社協は、住民の学習の機会を大切にするというコンセプトで“仕掛け・動いた!!”

■地域での福祉教育の特徴は？

社協組織として一定の方向性をもちつつ住民主体の活動への移行、さらには、**地域の自主性を育み人材を育成することを目標**にしています。

それらを具体化する一環として、職員自らが住民の集まる場所に**積極的に出向き**、社協事業へのPR活動や理解を求める傍ら、自分たちの地域生活の課題について、お互いに**悩みながら考えていくという営みをていねいに繰り返し**、継続的に実践しています。

社協のさまざまな事業活動を、福祉教育を中心として**意識的に事業間連動**させることで、職員間のコミュニケーション力の向上やコスト面を含む実務面での効率化などにつながっています。

これらが双方向性での“ツナガル共育”の推進に効力を発揮している点なども見逃せません。

■学校での福祉教育の特徴は？

学校における「総合的な学習の時間」と社協における福祉教育の基軸となる**年次計画を両者が、頻度高く意見交換しながら、協同立案**していくことで『**双方の信頼関係**』が構築されていることも注目できる点です。

【地域と学校の福祉教育をツナゲル特徴は？】

“身近な生活課題”をテーマに、「それぞれのお家（うち）の生活状況は？」という**社協オリジナルのワークショップを開催**するなど、**社協版教材研究**にも力を入れ挑戦しています。さらに、福祉教育推進指定校の**教育目標**でもある“人とツナガル交流の場”としての、「とんからりんの家（いえ）」では、高齢者や障害者・子どもたち等が、日常的に集うことにより共生型のなかで世代間を越えたふれあいが自然と育まれており、この地域には**住民の活動と同じ目線で存在する“福祉共育”**というものが、実在していました。

印象的な言葉の数々と熱い思い

「『自分がすき・人がすき・ふるさとがすきと言える私、人とつながり支えあう喜び』このフレーズが何だかわかりますか？…**これは、教育目標なんです。**」と熱き社協ワーカーは、語り出しました。

社協が学校のなかでの福祉教育を推進していく場合、社協職員が**最も気をつけなければならない点は、福祉教育推進指定校の教育方針や教育目標**（単年度学校教育全体構想図）**をよく理解する**こと。その**目標に沿った**最適なプログラムを学校と社協が協同で組み上げ、支援をしていく姿勢こそが大切であると言い切ります。さらに「社協と学校をつなげるために、あなた（社協職員）にしかできないことって考えたことがありますか？　あなた自身が、福祉教育を実践することで感動をしていますか？」という鋭い問いかけに、間髪を入れず回答が返ってきました。「『**社協職員も生徒を“育てたい”』という熱い想いをもつ**こと。そこを前面に打ち出し、学校側にも社協の想いを認めてもらうこと。」これらが最終的に受け入れられた要因だと社協ワーカーは強調します。社協職員が、プランナー役として学校に入り込み、教員のやりたい授業のイメージや気持ちをくみとり総合的な学習の時間を教員と協同でデザインすることで、『**教員の想いをかたちに変える活動・プログラムづくり**』へと着実につながってきています。結果として『子どもたちと育ちあう福祉共育を双方が追究する』広がりとなっています。

また、**社協組織としての福祉教育の捉え方や考え方**がすごく重要であり、今後における大きな課題だとも話します。最後にその社協ワーカーは、**福祉教育とは、共に育つこと『共育』**だと、心に残る言葉を投げかけてくれました。

そんな地域愛への情熱に溢れた人づくりができる社協は、とっても素敵で印象的でした。

第Ⅳ話 県社協は力強い味方

高知県（平成21年3月31日現在）	人口		高齢化率
	777,904人	■0～15歳未満：96,563人 ■15歳～64歳：456,955人 ■65歳～：215,386人	27.7％

高知県社協（以下、本節では「県社協」）においては、社協がなぜ福祉教育を推進するのか、という意義が明確になっており、福祉教育推進のための環境整備が図られています。

【具体的な実践として】

①モデル指定されている市町村社協に、県社協から**スタッフが派遣**され、企画の段階から**連携し、**共にプログラム立案や推進方法を考え取り組んでいる。
②**福祉やボランティアの本質を理解**してもらうための研修会や事業をていねいに行っている。
③**学習づくりプログラム開発のためのワークショップ**などによって、具体的な進め方やプログラム開発を共に勉強・実践する機会をつくるほか、情報提供を行っている。
④モデル事業について**助成する仕組みがある。**
などが実施されてきています。

本章、第Ⅰ話から第Ⅲ話までに紹介した社協はみな、このモデル地域として積極的な取り組みを行ってきた社協ですが、そのバックには県社協の支援があったからこそであり、**広域的な役割を担う県社協の動きや存在感**があらためて示されていることを実感します。

しかしながら、市町村社協が福祉教育に取り組むうえで、必ずといっていいほどぶつかる壁が、**事業費や担い手の確保、プログラムづくり**といった課題です。

県社協では、これらの課題に対応するために、県社協レベルにおいて事業方針や推進方策を検討する「福祉教育・ボランティア学習推進委員会」を多彩なメンバーで構成し、市町村社協の福祉教育の後方支援を行っています。

【具体的なプログラム内容】

＊事業費や担い手の確保については…

①福祉教育・ボランティア学習地域推進事業（助成事業） 2003～2008年度

地域と学校が連携した福祉教育の取り組みを行う、地域の体制づくりとなる「福祉教育・ボランティア学習地域推進事業」で指定（最長3年間）したモデル地域の社協や学校等の実践活動への助成。

②地域連携による福祉教育・ボランティア学習ステップアップ事業（助成事業）2008年度～

●次世代を担う子どもたちが地域や社会の課題に対し、「気づき」「感じ」主体的に「学び」「動く」ことをめざして、社協や学校、地域組織、NPO等の関係機関が連携できる体制を形成し、ステップアップした福祉教育を実践することを目的に行われています。

●事業に要する経費については、県社協が別に定める「助成金交付要領」により、予算の範囲内で指定した市町村社協に助成しています。助成額については、指定団体の事業計画書をもとに、県社協が決定します。

＊難敵のプログラムづくりについては…

③福祉教育プログラムづくりに関する研修会を開催

プログラムづくりに関するワークショップ等を中心に、学校の教員や教育委員会職員などの教育関係者さらには、市町村社協職員やテーマ型ボランティア団体・NPO組織スタッフなど福祉・ボランティア関係者の参加によるスキルアップ講座を開催し、実践面をカバーしています。

ここがPoint! 特徴的な取り組みと実践

●県社協では、福祉教育のモデル指定を2003（平成15）年より、学校指定から**地域指定に**変更した点が注視すべきポイントとしてあげられます。このような、各市町村社協へのモデル実施を働きかけることにより、地域性を生かした実践のための**環境整備**（実践面での質的な深化・財政面への支援・担い手のモチベーションの向上）を行うことで福祉教育の実践基盤が構築されています。

印象に残った姿勢!!

福祉教育の推進分野については、**県社協と市町村社協の組織だけではなく**それぞれの**組織・課を超えた職員同士**でも、**密接な連携**が図られています。

なぜ、このような関係性が、構築できているのでしょうか？。

…その答えは、いたってシンプルでありました。…

市町村社協が福祉教育実践プログラムを具体化する際、**県社協の担当職員が企画段階からかかわり、**県社協の職員研修プログラムの一環として位置づけ、県社協職員が当該社協に出向いてコミュニケーションを図っているとのことでした。

これって凄い！　なるほど!!　と感心させられた瞬間でした。

第2章

社協は学校とどうつながるか

社協と学校が創る「福祉共育」とするために

社協と学校がつながるために不可欠なのが、社協が学校のことをもっとよく知ること。

これは、社協と同様に、学校も組織的・計画的に動いているところだからです。そして特に、学習指導要領の方針や学校ごとの教育目標や教育計画の設定など、教育活動を組み立てる基本手順を大切にしています。社協としてこれまで、学校の決まりごとやルールについて、どれだけ知ろうとしていたでしょうか？　教育現場とのコミュニケーションを深めるためには、まず学校を知ることが先決です。

本章では、学校の教育活動の流れや日課について、また「新学習指導要領」の改訂ポイントについてまとめました。そのうえで、社協から学校側に伝える福祉教育のポイントや、適切なプログラム提案のヒントを提案しています。

1 学校のことをもっとよく知ろう

1 学校の教育活動について知ろう！

Check! ① 教育方針から授業までの流れ

社協が組織としての目標を設定するときには、社会福祉の理念や地域・社協の理念に基づいて設定し、さらには事業計画での重点目標を決め、事業を行っていきます。同様に、学校の教育活動でも、学校全体の目標設定、各学年、各教科の経営方針、指導計画を決めて、授業が行われます。

以下に、教育方針の提示から実際の授業までの間にある要素を整理しておきます。

教育方針

■改正された教育基本法、学校教育法の趣旨や内容、中央教育審議会の答申、新しい学習指導要領の趣旨などを十分に学習し、検討します。

学校の教育目標

■学校の教育目標は、社会や時代の要請、国や地方の教育方針、教員、保護者や地域の人びとの期待や思いなどを踏まえて設定しています。
（**学校長**が設定します。時期は、**1月以降**のようです。）

学校の教育活動はすべて教育計画に基づき意図的、計画的、組織的に行うものです。
日々の教育活動、授業を創意工夫し、着実に実施することで、**教育目標が具現化**されます。

教育計画

■**学校の教育にかかわるすべての計画**が立てられます。

- 学校経営案、年間指導計画、月別行事計画、全体計画（道徳教育、体育、総合的な学習の時間、特別活動、生徒指導）、学校運営組織、校務分掌規定、学校評価計画　ほか

教育課程

■教育課程は、学校の教育目標実現のために学校が編成するものであり、**学校の教育目標を子どもたちに具現するための道筋**を示すものです。

- 教育目標・学年の目標と各教科、道徳、総合的な学習の時間、外国語活動、特別活動の重点や相互の関連を位置づける
- 教育課程編成の方針や重点、学習指導の重点、生徒指導・進路指導の重点を位置づける
- 授業時数の取り扱いについての学校の考え方を位置づける　ほか

ここまで、ほぼ前年度内に計画されます。

新年度の新体制になるとすぐに、学校長から教員に教育目標をはじめ、教育計画、教育課程が示されます。

指導計画

■学習指導部、研究主任による方針が示されると、次に学年経営方針、教科経営方針が示され、それに基づいて各教科、道徳、総合的な学習の時間、外国語活動、特別活動のそれぞれについて、**学年ごとあるいは学級ごとなどに作成されるのが指導計画**です。

- 指導目標、指導内容、指導の順序、指導方法、使用教材、指導の時間配分を定めた、より具体的な計画
「年間指導計画や2年間にわたる長期の指導計画」「学期ごと、月ごと、週ごと、単位時間ごとの計画」「単元、題材、主題ごとの指導案」

週の指導計画

■年間指導計画や月の指導計画等に基づきながら、**子どもたちの学習進度や学習意欲などの実態を考慮して作成する、週の指導計画や評価計画**です。

授業ごとの指導案

■**1単位時間ごとの計画**です。

- 学習課題や活動の選択、協力的な指導などの指導方法や指導体制の工夫

授業

■指導案に基づき授業を行います。

- 指導の改善
- 教育課程の評価と改善

Check! ②「学校を知ろう！」チェックシート

本研究会において、それぞれの実践報告を交流しあうなか、あるいは、高知県内の社協でヒアリングを行って意見交換したなかで、一つ、あらためて気づかされた、あるいは再考を促されたことがあります。それは、社協を知ってもらう・活用してもらうためには、はじめに**相手（学校や教員）を知ることが大切である**ということでした。**学校・教員は、自分たちの教育目標を達成していくために、子どもたちのよりよい成長のために、地域の力を求めています。けれども、どのように誰に協力を依頼したらよいのか、明確にはわかっていない場合があります。社協のことも十分には理解が得られていないようです。**

一方で、社協が福祉教育の提案をしたい、と思っても、相手のニーズにあっていないアプローチの仕方やプログラム内容では、受け入れていただくことは難しいでしょう。たとえば、学校への訪問の時間一つとっても、先方の都合に合わせてタイミングを見計らう配慮をすることから、相手との信頼関係を築く一歩ができるはずです。

また、学校・教員のみならず、子どもたちがどのような関心をもっているのか、どのような学習を求めているのかについても理解が必要でしょう。

そこで、次のようなチェックシートを用いて、それぞれの内容を書き込みながら、学校について知ることからはじめてみませんか？

学校を知ろう！　チェックシート

学　校　名	
所　在　地	
電話・FAX	
E-mail	
学校長	
学校教育目標	
児童・生徒数	
教員の数	
担当の教員	氏名
	校務分掌（役割）
	打合せができる時間帯
	連絡方法
学習テーマ	
時　　数	
教科との関連	
教　科　書	
福祉学習に求めること	教員
	子どもたち
子どもたちの興味・関心ごと	

学校を知ろう！　チェックシート　ポイント

学　校　名	
所　在　地	
電話・FAX	
E-mail	
学校長	
学校教育目標	
児童・生徒数	
教員の数	
担当の教員	氏名
	校務分掌（役割）
	打合せができる時間帯
	連絡方法
学習テーマ	
時　　数	
教科との関連	
教　科　書	
福祉学習に求めること	教員
	子どもたち
子どもたちの興味・関心ごと	

Point 1

学校で児童生徒の次に大事にしていることが**「学校教育目標」**です。福祉教育の視点が潜んでいますので、社協で大事にしている理念や目標との接点を見つけて、プログラムすることが大切です。

Point 2

質の高い、豊かな福祉教育にするためには、**教員との話し合い**がとても大切です。学校の日課を知り、打ち合わせができる時間帯をその都度確認し、社協が合わせるように配慮しましょう。

Point 3

教科書は、**子どもたちが興味をもちそうな内容と現代的な課題**を教材にして作成されています。たとえば、教科書の6年生国語では、単元「ともに生きる」のなかで、ユニバーサルデザインやバリアフリー、ノーマライゼーションについて学習します。ノーマライゼーションは中学生でもより深く学習しています。6年生の社会（政治）では、誰もが人間らしく生きる権利について学習します。

Point 4

子ども自身がどう**豊かに発達**していくのか。子どもがおかれている**状況の分析**をしましょう。
子どもたちの**心の声を受けとめ**、生活とのかかわりのなかに**関与していく**。このことを通して、**子どもたちが「生きる力」をどのように身につけるか**といったことが**福祉教育の意義**であると考えます。

③「日課表」をチェック！

社協職員が学校を訪問したり、担当の教員との連絡や打合せを行う前に、学校の動きを把握しておくことで、忙しい教員にもご迷惑をかけることなく、また、社協職員の仕事もスムーズに進みます。

学校によって日課表が違いますが、例として小学校と中学校の標準タイプを紹介します。

小学校　1コマ45分授業のタイプ

日　程	時　間	月～金曜日
登校	8:10～ 8:20	
朝の時間	8:25～ 8:45	朝会、集会、読書　等
		朝の会
1時限	8:50～ 9:35	
移動		
2時限	9:40～10:25	
中休み	10:25～10:45	
3時限	10:45～11:30	
移動		
4時限	11:35～12:20	
給食	12:20～13:05	
昼休み	13:05～13:25	
清掃	13:25～13:40	
移動		
5時限	13:45～14:30	
移動		
6時限	14:35～15:20	水は5時間授業
放課後	下校　15:50	

中学校　1コマ50分授業のタイプ

日　程	時　間	月～金曜日
登校	8:00～ 8:25	（授業の準備）
予鈴	8:25	
朝学活	8:30～ 8:45	朝礼、短学活
1校時	8:50～ 9:40	
2校時	9:50～10:40	
3校時	10:50～11:40	
4校時	11:50～12:40	
給食	12:45～13:05	
昼休み	13:05～13:25	
5校時	13:30～14:20	
6校時	14:30～15:20	水は5時間授業
清掃	15:20～15:35	
短学活	15:40～15:50	
部活動	夏季　～17:45 冬季　～17:15	

2　新学習指導要領の改訂と福祉教育の展開を考えよう

学校・教員は、**「学習指導要領」**で動いています。社協職員は「学習指導要領」と聞いただけで「分野が違う」「読んでもわかりそうにない」とシャットアウトしがちです。でも、「ボランティア活動」「豊かな体験」「地域の人々の協力」「地域社会との連携」「障害のある幼児児童生徒との交流」「高齢者などとの交流」といった私たち社協職員も日常的に使っている言葉が随所に記されており、**社協が福祉教育として入り込めそうな「可能性」**がたくさんあることに気づかれると思います。

■ 子どもたちの福祉教育の領域イメージ

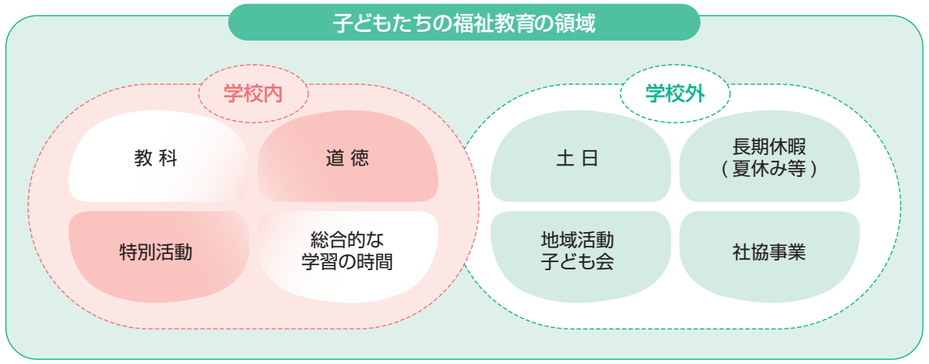

新学習指導要領の概要

教育基本法や学校教育法の改正などを踏まえ、「生きる力」を育むという学習指導要領の理念を実現するため、その具体的な手立てを確立する観点から2008年に学習指導要領が改訂されました。今回の改訂のポイントとして次の8点が示されています。

- 改正教育基本法等を踏まえた学習指導要領改訂
- 「生きる力」という理念の共有
  - 基礎・基本を確実に身につけ、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見つけ、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力
  - 自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性
- 基礎的・基本的な知識・技能の習得
- 思考力・判断力・表現力等の育成
- 確かな学力を確立するために必要な時間の確保
- 学習意欲の向上や学習習慣の確立
- 豊かな心や健やかな体の育成のための指導の充実

小学校の学習指導要領の総則第1章では、教育課程編成の方針として、「道徳教育を進めるに当たっては、教師と児童及び児童相互の**人間関係を深める**とともに、児童が自己の生き方についての考えを深め、家庭や地域社会との連携を図りながら、集団宿泊活動や**ボランティア活動**、自然体験活動などの豊かな体験を通して児童の内面に根ざした道徳性の育成が図られるよう配慮しなければならない」としています。

また指導計画の作成等にあたって配慮すべきこととして「学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど**家庭や地域社会との連携を深める**こと。また、小学校間、幼稚園や保育所、中学校及び特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、**障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習や高齢者などとの交流の機会を設ける**こと」と明記されています。

中学校の特別活動の中では、学級活動や生徒会活動、学校行事を通して「**望ましい人間関係**を形成し、集団の一員として学級や学校における**よりよい生活づくりに参画し、諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度や健全な生活態度**を育てる」ことを目的にして、「**ボランティア活動の意義の理解と参加**」が位置づけられました。

これまでの「総合的な学習の時間」は、時間数が削減されることになりましたが、小学校では下記のような内容が記されています。

■（例）小学校　総合的な学習の時間

学年	H20年度	H21･22年度	H23年度～
3	105	95	70
4	105	100	70
5	110	75～110	70
6	110	75～110	70

この時間の目標として「横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成するとともに、学び方やものの考え方を身に付け、**問題の解決や探究活動**に**主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考える**ことができるようにする。」

具体的な学習活動については、「学校の実態に応じて、たとえば国際理解、情報、環境、**福祉・健康**などの横断的・総合的な課題についての学習活動、児童の興味・関心に基づく課題についての学習活動、**地域の人々の暮らし**、伝統と文化など地域や学校の特色に応じた課題についての学習活動などを行うこと。」

そのために指導計画の作成にあたっては、「各教科、道徳、外国語活動及び特別活動で身に付けた知識や技能等を**相互に関連付け、学習や生活において生かし**、それらが総合的に働くようにすること。」具体的には「自然体験や**ボランティア活動などの社会体験**、ものづくり、生産活動などの体験活動、観察・実験、見学や調査、発表や討論などの学習活動を積極的に取り入れること。」

指導内容として、「**問題の解決や探究活動の過程においては、他者と協同して問題を解決しようとする学習活動**や、言語により分析し、まとめたり表現したりするなどの学習活動が行われるようにすること。」や「グループ学習や異年齢集団による学習などの多様な学習形態、**地域の人々の協力も得つつ全教師が一体となって指導に当たるなどの指導体制**について工夫を行うこと。」が示されています。

特別支援学校（幼稚部、小学部･中学部、高等部）の新要領案では、個々の障害の状態などに応じた指導を充実するため、**すべての幼児･児童･生徒に個別の指導計画を作成することを新たに義務づけました**。この作成に際しては、**家庭や地域、医療･福祉･保健などの関係機関と連携を図り、長期的な視点で作成**するとしています。また、社会性や豊かな人間性を育むため、**障害のある子どもとない子どもの交流や共同学習**を計画的・組織的に行うことも新たに位置づけました。

高等学校では、小･中学校の新学習指導要領の「脱ゆとり」を踏襲。卒業単位は現行と同じ「74単位以上」としましたが、週30コマを越えて授業を行えることを明示しています。

各教科では、「家庭基礎」や「家庭総合」では、「**共生社会と福祉**」として「生涯を通して家族・家庭の生活を支える福祉や社会的支援について理解させ、家庭や地域及び社会の一員としての自覚をもって**共に支え合って生活することの重要性**について認識させる」など福祉に関する内容が非常に多く盛り込まれています。

専門教育の「**福祉**」は、介護福祉士制度の改正を踏まえ、科目数が7科目から、①社会福祉基礎 ②介護福祉基礎 ③コミュニケーション技術 ④生活支援技術 ⑤介護過程 ⑥介護総合演習 ⑦介護実習 ⑧こころとからだの理解 ⑨福祉情報活用の9科目に再編されました。

「総合的な学習の時間」については、教育課程における位置づけを明確化し、指導の充実を図るため、総則から取り出して新たに章立てされました。国際理解、情報、環境、**福祉**･健康など教科の枠を超えた横断的･総合的な学習などを行う時間とし、その実施に際しては、自然体験や就業体験活動、**ボランティア活動**などの社会体験も積極的に取り入れることが必要であるとしています。さらにホームルームや生徒会、学校行事などの「特別活動」では、**ボランティア活動などの体験活動**をできるだけ取り入れることも位置づけています。

解説

このように今回の改訂では、福祉に関する学習内容やボランティア体験の重要性がさまざまな領域（教科・道徳・特別活動・総合的な学習の時間）にちりばめられています。つまり、今回の学習指導要領では、こどもたちの「生きる力」を育むために、学力を確立するための時間の確保と豊かな心の育成のための指導の充実という2つの側面を追求しなければならない点です。よって福祉教育関係者は、従来のように「総合的な学習の時間」だけを見ていてはいけないのであって、まさに福祉教育を学校教育における全領域にわたって展開する時代になってきたことをあらわしています。

また教育基本法や学校教育法の改正によって、家庭や地域の教育上の役割が明確にされてきました。家庭・地域・学校の連携が必要であることは、さまざまなところに出てきます。学習指導要領のなかでいわれている、「他者と協同して問題を解決しようとする学習活動を、地域の人々の協力を得ながら全教師が一体となって指導に当たるような指導体制」とは、まさに福祉教育の実践方法として大切にしてきた「協同実践」そのものです。

総合的な学習の時間が軽減されたことの原因の一つは、まさに学習内容に対する社会からの批判もありました。たしかに安易な障害や高齢の疑似体験や施設への「慰問」といった「貧困的な福祉観」を助長するようなプログラムであれば、むしろやらない方がよいのです。これまでの安易な福祉教育プログラムに社協が荷担してきたとすれば、この機会に猛省をしなければなりません。問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようにする福祉教育のプログラムを社協は提案していかなければならないのです。

これからの社協は、福祉教育を学校と連携して進めていくために、学習指導要領における全領域、とりわけ新たに強調された道徳や特別活動などを十分視野に入れ、協同実践ができるような提案をしていかなければなりません。そのことは、学校や子どものためだけに実施するのではなく、福祉教育を通してかかわることで、多くの関係者や保護者を巻き込み、地域の福祉力を高めていくことに他ならないからです。そして何より、子どもたちは地域福祉の担い手であるからです。

※「学習指導要領」は、書店での販売はもちろん、文部科学省のホームページで簡単に見ることができます。

3 新学習指導要領からプログラムを想起する

前項まででは、学校と協働して福祉教育をすすめる視点から、学校の教育活動の内容や学校組織、新学習指導要領の内容について見てきました。

以下では、前節でふれた、新学習指導要領のなかで、福祉教育の素材として着目したい記述について抜粋し、プログラムづくりのヒントを提示するものです（下欄の各「学習のヒント」を参照）。

学校の要望を知るとともに、生徒たちの関心や興味をどこから抽出し、プログラム化していくか、目のつけどころの参考にしていただければ幸いです。

小学校

1・2 学年

社会

自分と身近な人々及び地域の様々な場所、公共物などとのかかわりに関心をもち、地域のよさに気づき、愛着を持つことができるようにする。（目標の一つ）

学習のヒント
福祉センターを見学し、どんな人が利用しているか調べてみよう!

具体的な活動や体験を行うに当たっては、身近な幼児や高齢者、障害のある児童生徒などの多様な人々と触れ合うことができるようにすること。（配慮すること）

道徳

学習のヒント
祖父母交流会を開催し、地域に伝わる昔遊びをして交流しよう!

幼い人や高齢者など身近にいる人に温かい心で接し、親切にする。
日頃世話になっている人々に感謝する。
生きることを喜び、生命を大切にする心をもつ。
父母、祖父母を敬愛し、進んで家の手伝いなどをして、家族の役に立つ喜びを知る。
郷土の文化や生活に親しみ、愛着をもつ。

3・4 学年

主な公共施設などの場所と働き（自分たちの住んでいる身近な地域や市についての学習内容の一つ）

学習のヒント
高齢者の施設やサロンを訪問し、学習していることを発表し、交流しよう!
（作文、合唱や合奏、なわとび、劇、昔遊びなど）

相手のことを思いやり、進んで親切にする。
生活を支えている人々や高齢者に、尊敬と感謝の気持ちをもって接する。
生命の尊さを感じ取り、生命あるものを大切にする。

小学校

5 学年

社会

情報ネットワークを有効に活用して公共サービスの向上に努めている教育、福祉、医療、防災などの中から選択してとりあげること。
（情報化社会と国民生活のかかわりの学習）

6 学年

世界の国々の人々と共に生きていくことが大切であることを自覚できるようにする。（目標の一つ）
「地方公共団体や国の政治の働き」については、社会保障、災害復旧の取組、地域の開発などの中から選択して取り上げ、具体的に調べられるようにすること。

道徳

だれに対しても思いやりの心をもち、相手の立場に立って親切にする。
日々の生活が人々の支え合いや助け合いで成り立っていることに感謝し、それにこたえる。

学習のヒント
地域の支え合い活動について調べてみよう!
地域のために自分たちができることを、行動に移してみよう!

全学年

国語

生命を尊重し、他人を思いやる心を育てるのに役立つこと。
（教材について留意する事項の一つ）

総合的な学習の時間

学習活動については、学校の実態等に応じて、たとえば国際理解、情報、環境、福祉・健康などの横断的・総合的な課題についての学習活動、児童の興味関心に基づく課題についての学習活動、地域の人々の暮らし、伝統と文化など地域や学校の特色に応じた課題についての学習活動などを行うこと。
自然体験やボランティア活動などの社会体験を積極的に取り入れること。
各種団体との連携、地域の教材や学習環境の積極的な活用などの工夫を行うこと。

学習のヒント
ユニバーサルデザイン＋「人」について考えよう!
バリアフリーは、心のバリア、ハード面でのバリア、法律のバリアといった、すでに存在しているバリア（障壁）を取り除くこと。
ユニバーサルデザインは、年齢、性別、言語、障害のあるなしを超えて一人ひとりを大事にすること。ハードを整え、さらに人びとの心のなかに「支え手の役割を担う」という気持ちがなければ活かされない。

特別活動

勤労の尊さや生産の喜びを体得するとともに、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験が得られるような活動を行うこと。
実施にあたっては、異年齢集団による交流、幼児、高齢者、障害のある人々などとの触れ合い（中略）を充実するよう工夫すること。（学校行事）

学習のヒント
運動会で、学区内の幼児、高齢者、障害のある方と一緒にできる競技を考え、招待し交流しよう!
高学年は、招待先のことを調べて対応の仕方について、学習しよう!

中学校

全学年

道徳

勤労の尊さや意義を理解し、奉仕の精神をもって、公共の福祉と社会の発展に努める。
父母、祖父母に敬愛の念を深め、家族の一員としての自覚をもって充実した家庭生活を築く。
地域社会の一員としての自覚をもって郷土を愛し、社会に尽くした先人や高齢者に尊敬と感謝の念を深め、郷土の発展に努める。
職場体験活動やボランティア活動、自然体験活動などの体験活動を生かすなど、生徒の発達の段階や特性等を考慮した創意工夫ある指導を行うこと。
授業の実施や地域教材の開発や活用などに、保護者や地域の人々の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図るよう配慮する必要がある。

学習のヒント

ボランティアの課題をあげて学習してみよう!
たとえば…
①「学ぶ」ということ
②「共に学ぶ」場や機会を、いかにコミュニティで育むか
③弱さのある人のために立ち上がって、一言ものが言えるか
人よりも先に一歩足を踏み出すことができるか

総合的な学習の時間

学習活動については、学校の実態に応じて、たとえば国際理解、情報、環境、福祉・健康などの横断的・総合的な課題についての学習活動、生徒の興味関心に基づく課題についての学習活動、地域や学校の特色に応じた課題についての学習活動、職業や自己の将来に関する学習活動などを行うこと。
自然体験や職場体験活動、ボランティア活動などの社会体験（中略）を積極的に取り入れること。

学習のヒント

地域の人たちと協力し合って、ボランティアフェスティバルや福祉フォーラムのような地域のイベントを開催してみよう!

特別活動

勤労の尊さや創造することの喜びを体得し、職場体験などの職業や進路にかかわる啓発的な体験が得られるようにするとともに、共に助け合って生きることの喜びを体得し、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験が得られるような活動を行うこと。
実施にあたっては、幼児、高齢者、障害のある人々などとの触れ合い、自然体験や社会体験などの体験活動（中略）を充実するよう工夫すること。（学校行事）

高等学校

全学年

倫理

人間の尊厳と生命への畏敬、自然や科学技術と人間とのかかわり、民主社会における人間の在り方、社会参加と奉仕、自己実現と幸福などについて、倫理的な見方や考え方を見に付けさせ、他者と共に生きる自己の生き方にかかわる課題として考えを深めさせる。

家庭基礎

高齢期の特徴と生活及び高齢社会の現状と課題について理解させ、高齢者の自立生活を支えるために家族や地域及び社会の果たす役割について認識させる。
生涯を通して家族・家庭の生活を支える福祉や社会的支援について理解させ、家庭や地域及び社会の一員としての自覚をもって共に支え合って生活することの重要性について認識させる。

学習のヒント

高齢者宅を訪問し会話をするなかから、その人の生き方にふれ、生活のお手伝いをさせていただくと共に、自己の生き方について考えてみよう!

家庭総合

高齢者の心身の特徴や高齢社会の現状及び福祉などについて理解させ、高齢者の生活の課題や家族、地域及び社会の果たす役割について認識させるとともに、高齢者の自立生活を支えるための支援の方法や高齢者とかかわることの重要性について考えさせる。
家庭と地域とのかかわりについて理解させ、高齢者や障害のある人々など様々な人々が共に支えあって生きることの重要性を認識し、家庭や地域及び社会の一員として主体的に行動することの意義について考えさせる。
学校や地域の実態等に応じて、学校、家庭、クラブ活動等と関連を図り、福祉施設等の見学やボランティア活動への参加をはじめ、身近な高齢者との交流の機会をもつよう努めること。

生活デザイン

高齢期の特徴と生活及び高齢社会の現状と課題について理解させ、高齢者の自立生活を支えるために家庭や地域及び社会の果たす役割について認識させる。
生涯を通して家族・家庭の生活を支える福祉や社会的支援について理解させ、家庭や地域及び社会の一員としての自覚をもって共に支え合って生活することの重要性を認識させる。
高齢者との交流や日常生活の介助などを体験的に学ぶことを通して、高齢者の自立的な生活を支援することの意味やコミュニケーションの重要性を理解することができるようにする。

学習のヒント

高齢者の介護施設での介護体験を通し、自立生活支援とコミュニケーションについて学んでみよう!

高等学校

全学年

福祉

対人援助に必要な社会福祉援助活動の概要を理解させること。
地域福祉の考え方や進展、近年の外国の状況などを扱い、国際的な視点で社会福祉をとらえられるようにすること。
人間の尊厳と自立支援の必要性について、権利擁護の視点を踏まえて扱うこと。

学習のヒント

個人一人ひとりをていねいにみていくことが求められている福祉について学習しよう。

20世紀は「障害者のAさん」
↓
21世紀は「Aさんの生活を考えると、こういう機能障害があるが、社会的な支えでバリアをはずすことができる」

総合学習

学習活動については、地域や学校の特色、生徒の特性に応じて、たとえば国際理解、情報、環境、福祉・健康などの横断的・総合的な課題についての学習活動、生徒が興味・関心、進路等に応じて設定した課題について知識や技能の深化、総合化を図る学習活動、自己の在り方生き方や進路について考察する学習活動などを行うこと。
自然体験や就業体験活動、ボランティア活動などの社会体験、ものづくり、生産活動などの体験活動、（中略）などの学習活動を積極的に取り入れること。
各種団体との連携、地域の教材や学習環境の積極的な活用などの工夫を行うこと。

特別活動

ボランティア活動の意義の理解と参画（ホームルーム活動）
ボランティア活動などの社会参画（生徒会活動）
勤労の尊さや創造することの喜びを体得し、就業体験などの職業観の形成や進路の選択決定などに資する体験が得られるようにするとともに、共に助け合って生きることの喜びを体得し、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験が得られるような活動を行うこと。（学校行事）
ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験的な活動や就業体験などの勤労にかかわる体験的な活動の機会をできるだけ取り入れること。
実施にあたっては、幼児、高齢者、障害のある人々などとの触れ合い、自然体験や社会体験などの体験活動（中略）を充実するよう工夫すること。（学校行事）

特別支援学校

小学部・中学部

道徳

家庭や地域社会との連携を図りながら、集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動などの豊かな体験を通して児童の内面に根ざした道徳性の育成が図られるよう配慮しなければならない。（小学部）
家庭や地域社会との連携を図りながら、職場体験活動やボランティア活動、自然体験活動などの豊かな体験を通して生徒の内面に根ざした道徳性の育成が図られるよう配慮しなければならない。（中学部）

学習のヒント

自然環境保護団体や森林案内ボランティア等の協力を得て、自然体験活動をしてみよう!

総合

体験活動に当たっては、安全と保健に留意するとともに、学習活動に応じて、小学校の児童又は中学校の生徒などと交流及び共同学習を行うよう配慮すること。

特別活動

児童又は生徒の経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性を育むために、集団活動を通して小学校の児童又は中学校の生徒などとの交流及び共同学習を行ったり、地域の人々などと活動を共にしたりする機会を積極的に設ける必要があること。

学習のヒント

食生活改善推進員の協力を得て、料理やお菓子づくりを教えてもらい、地域の文化祭などで披露しよう!

高等部

総合

体験活動に当たっては、安全と保健に留意するとともに、学習活動に応じて、高等学校の生徒などと交流及び共同学習を行うよう配慮すること。

特別活動

生徒の経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性を育むために、集団活動を通して高等学校の生徒などとの交流及び共同学習を行ったり、地域の人々などと活動を共にしたりする機会を積極的に設ける必要があること。

学習のヒント

高等学校の文化祭に模擬店を出展し、高校生と一緒に運営しよう!

2 社協や福祉教育のことを もっとよく学校に伝えていこう

学校・教員たちから社協がもっと頼られるようになるためには、まず社協が何をしているところか、どのようなことをめざして活動をすすめているのか、などについて知っていただくことが必要です。それによって初めて学校・教員が社協と連携することのメリットや、実際にどのようなことを依頼できるかもわかってもらうことができます。

また学校と社協が協同して福祉教育をすすめていくにあたっては、福祉教育を通して何を伝えていくのか、という「価値」の部分に共通理解をもつことが大切になります。これについても積極的に学校・教員たちと協議し、理解を得ていく努力が必要不可欠です。

こうしたことを伝えていくプロセスこそが、社協と学校との信頼関係構築につながるのです。

1 社協が何をしているところかを伝えよう

まずは社協が地域福祉をすすめていく組織であること、そのために福祉教育を大切にし、学校を含めた地域のさまざまな場面ですすめられる福祉教育を推進・支援していることを伝えましょう。

学校ですすめられる福祉教育に対しては、プログラムの企画段階からの相談、地域の社会資源や人材をつなぐコーディネートを担ってきていることを具体的に示し、教員に具体的なイメージと安心感をもってもらうことがまず大切です。

また、福祉教育に限らず社協が一人ひとりの人権を大切にし、子どもも含めた一人ひとりの生活課題に対して関係機関と連携しながら対応していることも伝えましょう。学校とのつながりは福祉教育に限らないこと、またこうした一人ひとりの子どもの人権や生活課題を共に考えることこそが福祉教育であり、社協のめざしていることと学校のめざしていることは同じであることをわかっていただくことが大切です。

社協が福祉教育を推進していく意味は、単なる啓発や人材育成にとどまらず、福祉課題の解決力を高めていくことにあることを、社協自身がまず認識する必要があります。

ある教員の つぶやき Part1

子どもたちに福祉教育をしたいし、いろいろな体験もさせたいなあ。でも、福祉のことや地域のこと、あまりよくわからない。確か、社会福祉協議会ってあったはず。でも、職員に知ってる人がいなくて相談しにくいなあ…。

相談できる関係ができていないと、教員から見た社協の敷居はとても高く、かかわらないまま終わっていることがあります。**顔の見える関係、名前がわかる関係**づくりを積極的に行いましょう。

2 学校と社協がつながることのメリットを伝えよう

学校・教員にはなかなかできない社協のいちばんの“ウリ”は、やはり**地域のさまざまな人材や社会資源とのつながりをもっている**ことです。

福祉にかかわる授業の経験が少ない教員にプログラムの相談を受けたときに、学校・教員のやりたいことを引き出しながら、地域のさまざまな資源を駆使したプログラム提案をすることができることを伝えましょう。もちろん、そのためには、日頃から地域の人たちとの関係づくりをしておくことが必要です。

また、学校の授業や行事の範囲内ではおさまらない、子どもたちの「もっと学びたい・もっと活動したい」という気持ちを受け止める地域の受け皿を用意できることも強みです。社協には、そのような子どもたちの気持ちを具体的な活動につなげていく応援ができることも伝えましょう。

一方、たとえば、**障害・病気・低所得・虐待・介護など、子どもたち自身やその家族の抱える福祉課題・生活課題**について、社協が相談にのり、地域の人たちをはじめとして、保健・医療・福祉の専門機関や行政とのつながりを活かして公的サービスやインフォーマルサービスとつなぐことで解決に結びつけることができることも、社協とつながる広義のメリットといえます。具体的に、どのようなコーディネートや対応ができるのか、日ごろから学校・教員にPR・提案しておくことも必要でしょう。

ある教員の つぶやき Part2

福祉学習をしていて、もっと福祉について知りたいという子どもがいるのだけれど、学校の授業時数ではもう限界で…。せっかく子どもたちの心に福祉の心が芽生えてきているのに…。何かいい方法はないのかなあ…。

ボランティアサークルや福祉スクールなど、**子どもたちの活動の場**をつくってはいかがでしょう。**福祉教育サポーターの支援**を得ることで、子どもたちもいろいろな人の考えにふれ、かかわることができ、人間的にも大きく成長します。

3 「福祉教育を通して学んでほしいこと(目標・価値)」を伝えよう

前節でも述べましたが、学校が掲げる教育目標や、子どもたちにこうなってほしい、という願いは、社協のめざしている地域社会づくりと共通することを理解していただくことで、学校・教員の社協への親近感はぐっと増すはずです。学校・教員がめざしていることを「福祉」や「生活課題」といった切り口から具体的に子どもたちに体験・学びの機会を提供していくのが福祉教育であることを伝えましょう。

障害のある人や高齢者というようにひとくくりにする対象理解ではなく、地域にはさまざまな立場の人、さまざまな文化を背景にもつ人たちが、いろいろな条件や制約のもとに暮らしており、考え方や生き方もそれぞれ違うこと。それでも、違いはあっても、自分も含めてどの人も大切な地域の一員であり、その違いによって社会的に排除されたり、自分らしく生きることが制限されてはならないことなど、人権や命の大切さについて考え、自分が社会の一員としてどのようにふるまうことが必要なのかを学ぶ機会を提供するのです。これは教育目標など、学校がのぞむ子どもたちに学んでほしいことと一致することがらです。

そのように考えると、たんに生活にさまざまな制約がある状態を疑似的に体験するだけでは、子どもたちに福祉教育で伝えようとする内容が伝わりきらないことはおのずとわかります。私たち社協が提供する福祉教育のプログラムで伝えることは、高齢の人や障害のある人たちの何ができないか、何が不便か、どのような手助けが必要か、ということだけではありません。それ以前にひとりの人としての生活をもち、自己実現したいという願いがあり、仕事や趣味を楽しんだり、工夫しながら生活を楽しみ、社会にかかわったり、社会に貢献する存在であることです。そのためにも、さまざまな人たちと出会い、かかわる機会を意図的につくり、生活感のある学びをつくりだしたいものです。

4 なぜ学校にとって福祉教育が大切か伝えよう

学校・教員に、子どもたちにとって福祉教育がどのような意味や効果があるのか、具体的に示していくことも大切です。

今の子どもたちは地域の大人とかかわる機会そのものが少なくなっています。障害のある人や高齢者だけでなく、さまざまな世代や立場にある人とかかわることで、子どもたちはコミュニケーションの力を育むだけでなく、多様な生き方を通して多くのことを学ぶことができます。子どもたちが命の大切さを実感し、思いやりの心が育つようなプログラムをとおして、「共に生きる力」をしっかりと育みます。また、「出会い、かかわり」を通して、自分と違う立場の人と認め合い、共に生きていく力、人の気持ちに共感できる力や、自分の考えを表現する力、考えを共有し実行につなげていく力をつけていくことで、大人とのかかわりだけでなく、クラスの仲間との関係においても、互いのさまざまな違いを認め合い、排除しない仲間づくりにつながっていくはずです。

さらに、子どもたちが地域の人に大切に思われていることを実感できる経験、自分が社会の役に立つことができると実感する経験など、さまざまな体験や交流から子どもの自己肯定感や自己有用感が育まれることにもなります。

一方で、福祉教育の取り組みを通して、学校と地域がつながりをもち、地域の大人たちが責任をもってかかわることで、子どもたちを見守り育む意識の醸成にもつながります。なによりも、地域の大人たち自身も、福祉教育の取り組みを通して地域の状況やさまざまな課題について学び・考える機会をつくることにもなり、ひいては地域の福祉力を高めることにつながり、学校が地域に貢献する場がつくられることにもなります。そこに、共育ち（＝福祉共育）の関係が芽生えていくのです。

ある教員の つぶやき Part3

社協主催の福祉教育研修会の案内が来ていたんだけど、担任をもっている教員は授業があるから出られなくて、教務主任だった私が出席したの。演習があって、社協の職員、施設の職員、地域の関係者、ボランティアなどいろいろな立場の人と話すことができて、視野が一気に広がったのよ。学校以外の人と知り合うことができて、福祉教育の授業にもかかわっていただいたりして、地域の人との関係づくりもできたいい研修会だったよ。

学校長や教頭に研修会の主旨についてご理解いただきましょう。
また、できるだけ教員が**参加しやすい時期**に設定しましょう。

5 福祉教育の必要性や効果を伝えよう

こうしたことをしっかりと教員に伝えていくためには、もちろん教員にとって参考となる資料づくりや情報提供も必要ですが、重要な点はやはり、直接学校に出向くなど、そこで直接話しながら信頼関係をつくることがより有効な点です。

また、福祉教育にかかわる教員研修などを企画する場合にも、日ごろ福祉教育に協力していただいているボランティアや地域講師、サポーターなどの人的資源と、教員がつながるような仕掛けも意図的に行うことが大切です。さまざまな人の口から伝えられることで、福祉教育の意義が広がりや深まりをもたらします。あらゆる人がかかわるプログラム検討会や福祉読本の編集会議などを通して確認し合うことは、合意形成のプロセスにもなります。

そうした、特別の機会だけに限らず、個々のプログラムの企画段階からの相談、実施後のふりかえりをていねいにすることを通して伝えていくことも重要です。

何よりも一つ一つの依頼や相談に対して確実に応える姿勢をもち、信頼を積み重ねていくことが、社協や福祉教育を具体的に理解してもらうことにつながっていくはずです。

3 学校・社協・地域がよりよくつながる方法を考えよう

第2章ではこれまで、

- 学校のことを、社協がもっとよく知ること
- 社協や福祉教育のことを、学校にもっとよく伝えること

の意味と手法を示し、その重要性を伝えてきました。

学校と社協が、それぞれの存在意義や理念、運営・活動状況などの相互理解を図り、学校に「福祉教育推進者」としての社協の存在を認知してもらうことによって、効果的な「福祉教育の推進」につながります。また、福祉教育への取り組みは、学校と社協が共に地域社会への理解を継続して深めていくことが基本となります。

そこで、この項では、「学校」と「社協」のつながりに「地域」が入ることにより、三者の関係から考える福祉教育について、

1） コーディネートの視点について
2） 福祉教育プログラムづくりについて
3） 福祉教育のステージ（場）について
4） 福祉教育を推進するサポーターについて

をポイントに考えてみました。

1 『つながり』の強さと太さはコーディネート次第

① 学校・地域・社協、それぞれの個性を活かして「福祉教育」でつながろう！

福祉教育を行っていくために、学校・地域・社協が、それぞれ「できること」は何かを自覚し、さらにお互いの「できること」を知ることが必要です。

そのことによって、つながることの効果を理解し合い、高めることができます。

それぞれができることを整理し、関係について考えてみました。

Check! 福祉教育をすすめていくために共有したい役割！

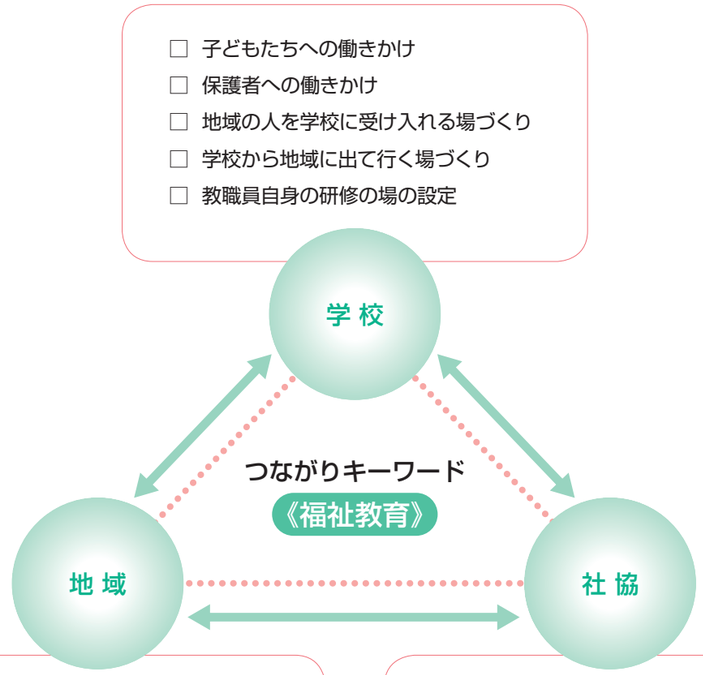

※地域特性、福祉教育の取り組み等により、それぞれの役割は違ってきます。
まずは、自分たちの地域を分析することからはじめてみましょう。

■担うべきこと、担ってほしいことを明確にする
■つながるために必要となる取り組みをすすめる
→ それが、社協の役割です。

② つながるために、社協のコーディネート術全開で!!

前項のような、福祉教育をすすめていくための学校・地域・社協の役割は、あくまで、社協側から見た福祉教育の可能性です。

しかし、学校現場特有の事情についても理解した上で、

- **決して「福祉教育」を特別なものとして押しつけているわけではないこと**
- **子どもを取り巻く環境整備の支え手として、「社協」が存在し、福祉教育を推進していること**
- **社協を仲介役として介在させることで、地域からの協力も得られ、福祉教育を推進できること**
- **そのことにより、子どもも地域も学校も成長できること**

を理解してもらい、学校や地域へのきめ細かなコーディネートをしていきながら、目的を共有していくことが大切です。

きめ細やかなつなぎが、それぞれに福祉教育の効果を実感できることにもつながります。

Check! 福祉教育推進のためのコーディネート術をチェック！

- □ 学校と日常的なコンタクトをとっている
  - 例1：社協やボランティア等の情報紙を配っている
  - 例2：ちょっと知っている教員がいれば、特別な用はなくても、外出したついでに立ち寄っている
  - 例3：地域での活動の情報を耳にしたときは、呼ばれていなくても取材に行くなり、顔見せに行く
  - 例4：学校の活動や行事に積極的に参加している
- □ いろいろな教員と知り合いになっている
- □ カリキュラムづくりを手伝っている。
- □ 教員との話し合いを重ね、社協でプログラムをつくっている
- □ プログラム実施後の教員や子どもの意見を聞いている
- □ プログラム実施後の地域の反応、サポーターの感想などを聞いている
- □ プログラム実施後の新たな課題に気づいている
- □ 福祉教育に関係する学校の情報や地域の情報、社協の情報等を広く広報している
- □ サポーターになれる人を常に見つけようと目を光らせている
- □ 県域や全国の福祉教育のいろいろな事例を収集し、参考にしている
- □ 地域課題・社会的課題へのアンテナをはっている
- □ 地域での動きや関係者の動きをおっている
- □ 教育委員会に出入りしている
- □ 校長会に参加している

Check! 福祉教育の基本は「人」！　こんな人たちとつながっていますか？

- □ 学校の教員
- □ 地域の自治会・町内会役員
- □ 福祉施設の職員
- □ スクールソーシャルワーカー
- □ 福祉関係行政職員
- □ 教育関係行政職員
- □ ボランティア・市民活動団体の長やメンバー
- □ 障害者団体の長や当事者
- □ 民生委員・児童委員
- □ PTA会長
- □ 地域のオモシロ人間（担当者の独断でOK）
- □ メディア関係者
- □ 地元の商店や企業関係者
- □ 地元のアーティスト　など

2 プログラムづくりは遊び心満載でいこう!

① 学校の主体性を引き出しながらのプログラム提案力

社協が考える福祉教育プログラムとしてありがちなのが、車いす体験学習や手話体験などの決まった内容のものを時間内に組み立てて実施するケースです。

学校も人権教育の一環などで、このようなプログラムを望んでいるのも事実のようです。

でも、ここで重要なことは

- **何のために行うのか？**
- **そのプログラムが生み出す効果（今後の展望）はなにか？**

を十分に学校と社協がお互いの立場で明確化し、かつ共有しているかどうかです。

共有するための話し合いを通して、体験プログラム実施前後に、新たな取り組みの必要性が生まれたり、その単元だけの目標ではなく、1年間や学年を超えた授業カリキュラムとの関係を見ながらの長期的な目標につながったり…と、より広い視点から、学校と社協が同じ意識で子どもを育てる気持ちが生まれ、発展的な福祉教育となっていきます。

福祉教育が単発的な学習ではないことを共通認識とするためにも、社協は学校の、「福祉教育の時間の目標」、「その年度の子ども育成の目標」、「学年を通じた育成の目標」という継続的な学校の教育視点を理解し、総合的な視野をもってプログラム提案をしていくことが重要です。

また、実際の学校との話し合いのなかでは、社協が**柔軟性をもち**、教員の意見をうまく引き出しながら、社協がもつ材料（福祉の視点・**地域の可能性**）を組み込んでいきます。

そして、共につくる過程のなかで、教員の想いがプログラムになったと感じてもらうことができたら、社協が主体的にもちかけたプログラムでありながら、学校の主体性によるプログラムとすることになるのではないでしょうか。

Check! 柔軟性をもつて学校と話し合うために！

学校との話し合いをすすめていくにあたっては、社協として多くのプログラム材料はもっていても、それらを押しつけるのではなく、学校の主体性を尊重しながら、学校の意向をくみいれながら、でも、社協としても大切な価値の伝達を盛り込めるような内容をつくっていきましょう。

また、「福祉が特別なものではない」ということ、教科のなかにもとりいれられるものであることを学校に伝えていきましょう。

（把握するべき事項）

- □ 学校の教育目標
- □ 担任の教員の思い・子どもたちに伝えたいこと
- □ どの単元の学習で実施するのか？（教科、総合的な学習の時間、道徳の時間等）
- □ 他の教科との関連性について（国語や社会のなかで出てくる福祉やボランティア等）
- □ プログラムの可能な範囲（場所や時間、学校外に出る等）

Check! 地域の可能性＝もっておきたい社協のチカラ！

学校・教員たちに頼りにされる社協となるには、社協自身も情報やつなぎ力を高めていく必要があります。たとえば、以下のようなことがらを日常的に心がけてはどうでしょうか。

- □ 地域のボランティア・市民活動団体の情報の把握
- □ 福祉教育サポーターになれる人材の把握（当事者を含む）
- □ 地域のために活動している人の把握（自治会、町内会役員、民生委員・児童委員、ボランティア、市民活動団体等）
- □ 学びの場情報の把握と開拓（各種施設や子どもが参加・交流できる場所等）
- □ 事例情報の収集

これらのチカラ＝情報（力）をどう活かすかが、社協が福祉教育プログラムを考える上で重要なポイントとなります。ただ単にデータとして把握するのではなく、生きた情報として、これらの地域の可能性を開拓・育成し、組み合わせ、実際に動員しながら、プログラムづくりに役立てることが必要です。

② 学校の福祉教育プログラムをより効果的にするために

学校では、子どもが地域の人と接する機会をつくるため、地域住民に直接働きかけて交流活動している事例がたくさんあります（残念ながら社協がかかわっていない場合が多いのですが）。

たとえば、老人会の方々に昔の遊びを教えてもらう等の伝統文化継承活動、福祉施設への訪問交流活動（社協が仲介せずに）等、その地域や実情にあわせたいろいろな取り組みが展開されています。

社協がそのような取り組みに直接関与していない場合には、後からは介入しにくいというのが現実ですが、どこかに接点を探すことで、プログラムの広がりはもちろん、受け入れている相手の福祉教育実践者としての可能性を知ることにもつながるはずです。

上記のように、学校が主体的に考えるプログラムでは、担任による指導計画が立てられてすすめられている場合が多いようですが、実際にそのような教員たちの話を聞いてみると、地域の実情や福祉への認識が不足している場合があります。社協が仕掛けていく場合には、教員たち自身の学びの機会となるような仕掛けを考えましょう。

ひとこと 社協職員自身も学ぶ姿勢が成功のカギ

「車いす体験、アイマスク体験をさせたい」このような相談がもち込まれた時が大きなチャンスです。

まず、遠慮せずに授業計画を見せてもらいましょう。

その授業計画にあわせて、社協のもつ既存プログラムから要素を抽出して、学校にあうかたちに変えてみましょう。

社協のもつ福祉教育プログラムが押しつけプログラムにならないように留意しましょう。学校の想いに、社協の想いを重ねていく視点をもって取り組みましょう。

その過程で、学校と社協の役割分担を明確にしていきます。

学校の主体性を引き出すためにも、一緒に歩める仲間として教員と接しましょう。決して「依頼する・される」の関係ではありません。

その時々の役割分担のなかで、社協がコーディネート役を果たしたり、時にはゲストティーチャーを依頼される時もあるでしょう。

実際にゲストとしてお話をするようなことがあれば、よかった点、そして何よりも悪かった点・変更を必要とする部分などについて、教員から感想をきいたり、アドバイスをいただくことを忘れずに！

学校の教員たちは教育のプロですからどんどん吸収しちゃいましょう！

ひとこと　社協の取り組みについての「お知らせ」も学校にもち込める

社協の取り組み（活動内容）の説明も、学校との関係をつくっていく場面には有効です。

たとえば、共同募金の説明…。

自分たちの地区のなかで共同募金がどのようにすすめられているのか、集められたお金がどういった取り組みに活用されているかなどについて説明することで、運動への参加を促すきっかけづくりも可能です。

また、地域の課題解決に向けた取り組みに子どもたちの参加のチャンスをつくっておくことも有効です。

学校は福祉教育の対象者というだけではなく推進者でもあります。

学校のシキイが高いと思っているうちは、学校も社協のシキイが高いと思っているハズです！

3　地域活動を子どもたちの学びのステージ（場）に

地区活動やボランティア活動を、あらためて学びの機会として見てみると、福祉教育のステージは地域にたくさん存在します。

自治会行事や地域活動に参加することで、一人の「地域びと」として、「社会の一員」として「どう生きるべきか」を考えるきっかけを提供できるのです。

しかし、体験や参加だけでは学びは得られません。社協が学校の想い（目的・計画）と地域をつないでいくことで、福祉教育の場が広がっていきます。

そういった地盤を「かたち」にしていくには時間がかかりますが、社協がそこでできる（しなくてはいけない）ことは…

『活動の主体となる地域（自治会等）と学校との橋渡し（コーディネート）役！』

- **自治会・学校等の連絡会の企画および参加**
- **役割分担のなかで、地域と学校が担えない部分を社協が担当していく（つないでいく）**

―ことではないでしょうか。

（地域の特性や学校の取り組み、その地域での社協の位置づけなどによって、社協が担うべき役割も違ったり、他の取り組みが必要な可能性もあります。）

また、地域をステージとした取り組みは、子どもたちの育成というだけでなく、その地域住民自身にもさまざまな気づきやきっかけを与えていく機会にもなります。

そのような“気づき”への仕掛けをプログラムとして整理・調整していくことが、地域をステージとした福祉教育には必要です。

そのためにも、

- **学校に地域の取り組みの情報を提供し体験や実践の場として活用する**
- **地域に学校の想いを伝えていく**

などの、開かれた学校づくりを支援していく視点が必要です。

ひとこと　「福祉教育」と「地域」の相互性を見直そう

地域活動は、地域住民にさまざまな学びを提供しています。

社協の実践する地域福祉事業にもその機能は当然含まれています。

地域活動や地域福祉関連事業等を福祉教育の視点で見つめなおしてみましょう。

さまざまな取り組みが福祉教育の場として活用できます。

地域のもつあらゆる可能性とポテンシャルを福祉教育プログラムに盛り込むことで、学校と地域の相乗効果が期待できます。

4　「つながり」の基本は人から人へ

多様な福祉教育プログラムを支える大切な存在「福祉教育サポーター」

福祉教育というつながりに「地域」が入る有力な方法が、地域の人材を活かすということです。

福祉は人によってかたちづくられていくものですから、福祉教育のプログラムには多様なサポーターの参画を図っていくことが大切です。

サポーターは福祉教育の協力者というだけでなく、社協の良き理解者にもなる存在であり、地域福祉の推進者になります。社協によるサポーターの発掘、育成、継続への取り組みは、福祉教育の支え手づくりという視点だけではなく、サポーター自身の気づきにもつながり、地域も学校も共に育つ「福祉共育」の一つといえます。

① 楽しくサポーターをするために！

地域の人のもち味を生かすためには、「わたしって主役？」と思える演出も必要です。

「サポーター」とか「講師」という呼び方ではなんとなく、固くなってしまいます。せっかく地域の人が来るのに、「先生」的な人では、子どもたちの新たな気持ちも生まれにくいでしょう。そこでこんなやりかたでサポーターのやる気もお互いの距離もグンと縮まるのでは？

例

福祉教育の人材バンクを「プロダクション」にしちゃいました

福祉教育のプログラム内容はいろいろ。障害理解、高齢者理解など、いろいろとプログラム内容が広がるなか、社協が福祉教育推進事業の実施主体を「プロダクション」にしている例もあります。そこに所属する地域のサポーターは「タレント」さんなのです。タレントになることでいつもの自分じゃない気がしたり、『講師』といわれると身構えるけど、タレントならば気楽に参加できる気がしたり、ちょっといつもと違って華やいだ気持ちになって子どもたちの前に立てたり…。ひいては、タレントだからもっと技を磨かなきゃと次のステージをめざしたり…。

「今日ここに来ている人はタレントさんです！」この一声で子どもたちの顔が「え？」という表情になるのも面白いものです。

どれも気持ちの問題ではありますが、地域の人の参加は、その気持ちをどう引き出せるかがポイント。つまり社協の暗示能力？　にかかっているのかも…。

② だれもがサポーターになれる！

福祉教育の場で、ファシリテーターやアドバイザーの役割を担えるサポーターはもちろんですが、ちょっとした特技やこれまでの経験を、子どもたちに伝えることができる人もサポーターです。

高齢者も、障害のある人も、地域に住んでいる誰もがサポーターになれるのです。地域の一人ひとりを活かせる福祉教育を展開していくためにも、いろいろな人をサポーターとして探してみませんか？

例

高齢者にしかできないプログラムで生涯現役を実感してほしい

「まだまだ、自分もやれる！」…こう思い続けられる人生は幸せです。

サポーターを育成し、ボランティア学習や障害理解などの福祉教育で学校に行っても、時が経つことで徐々に子どもたちとの世代のギャップに苦しんで、サポーターをやめてしまう人が出てきました。そこで、あえて65歳以上の人しか参加できない「高齢者による高齢者理解のための福祉教育」プログラムをつくりました。現在のサポーター最高齢は82歳。年をとることによる体の変化や心の変化についての思い、年をとったからこそもっているものについて子どもたちに語ってくれる高齢者サポーターのニーズは、今、高まっています。

第3章

社協は今後どう動くのか!?

学校・社協・地域がつながるために

これまで、第1章では高知県内の実践から、学校と社協と地域が共に育つ“ツナガル共育”をみてきました。さらに第2章では、学校を知り、社協側から福祉教育プログラムを提案する際の、いくつかのポイントを確認しました。

この終章（第3章）では、学校・社協・地域がつながるために、市区町村、都道府県・指定都市、全国の各社協がどのような目標にそって福祉教育をすすめていけばよいのか、積極的な提案を試みました。

1 学校と共に福祉教育をすすめるうえでの3つの目標

社協が学校と協働して福祉教育に取り組む場合、いくつかのパターンがあるようです。たとえば、(a) 社協が学校に積極的にアプローチし、学校の要望と地域の福祉課題や地域資源とをつなぎ、福祉教育プログラムを提案・実行しているケース、(b) 学校からの要望に応じて、福祉講座や車いす・アイマスク・高齢者などの擬似体験だけを実施しているケース、(c) 夏休みのボランティア体験や子ども向けのボランティア講座などを実施し、学校に参加を呼びかけているケース、(d) 福祉教育に取り組む学校に助成金だけ支給して内容にはあまりタッチしていないケース、(e) 学校との福祉教育はなにも実施していないケース等、大きく5つにわけることができるのではないかと思われます。

全国的な最近のデータはありませんが、本研究会メンバーたちの話し合いや、ヒアリングの状況からも、(b)、(c)、(d) の状況にある社協が多く、(a) のような積極的な取り組みを行っている社協は必ずしも多いとはいえないのが現状のようです。また、全く実施していない (e) のような地域があることも確認されています。

それではこうした現状から、今後、社協はどのような方向性をもって取り組んでいくことが大切なのでしょうか。この研究会から、以下の3つの目標を提案したいと思います。

目標 1 学校と共にすすめる福祉教育と社協の地域福祉活動をリンクさせよう!

前述の通り、新しい学習指導要領のなかでも、子どもたちが地域や福祉について学ぶ機会はたくさんあります。このことは、社協のミッションである「福祉のまちづくり」をすすめるうえで、大きなチャンスとしてとらえることができるのではないでしょうか。

特に、まだ福祉教育に取り組めていないところは、特別に福祉教育の新しいプログラムをつくらなくても、まずは、子どもたちや教員、親に、社協の実施している地域福祉活動の各種事業を紹介したり、見学・参加してもらったり、あるいは、社協のもつ幅広いネットワークのなかから、福祉施設・団体、ボランティア、民生委員・児童委員、当事者、地域団体といった福祉関係者を、学校がすすめる福祉教育などのために「講師」として紹介することなどから始められるのではないでしょうか。

すでに、学校において福祉講座や擬似体験をしている地域では、その後の展開として、社協が実施しているボランティアの体験や入門講座、福祉イベントなどに子どもや親、教員にボランティアとして参加してもらい、地域での実践へとつなげていくことが重要だと思われます。

そして、最終的には、学校の学習テーマや子どもたちの関心と地域の福祉課題とをつなぎ、子どもたちが地域の人たちと一緒に地域づくりに取り組めるような、「子ども参加型」の地域福祉活動、つまり、「生きた福祉教育」を全国各地で展開していくことをめざしたいと考えます。

目標 2 「福祉のまちづくり」の主体を育てよう!

地域の講師による講義や、障害の擬似体験を含むいろいろな体験活動などによって、子どもたちは自分たちの地域の福祉課題に気づき、支援の姿勢や技術を身につけています。あるいは、地域の人との交流や福祉施設でのお手伝いを通して、地域とのあたたかいつながりが生まれているようです。この気づきやつながりをもとに、子どもたち自身が自分たちに何ができるのかを考え、実践し、地域の人に喜んでもらうという経験が、子どもたちの地域社会への参加意欲を高めていきます。

今回研究会メンバーが訪問した高知県の南国市では、中学校の生徒会が中心となっていろいろなボランティア活動を積極的に実施しており、教員と社協がそれらをサポートしていました。このように、子どもたちの主体性を尊重しながら、大人たちが見守り、支えていくことが大切です。

「教育は未来への投資」だといわれます。今の子どもたちが大人になったときに、自分の地域の福祉にかかわることができるかどうか。それは、社協が今、福祉教育にどれだけ真剣に取り組むことができるかにかかっているのではないでしょうか。

目標 3 子どもたちの福祉課題を学校と一緒に考えよう!

現在、多くの学校では、いじめ、不登校、非行、といった課題や、安全の確保、障害児や外国籍の子どもの受け入れなどの環境の変化に直面しています。こうした子どもたちの状況に対して、学校の教員たちや保護者のみならず、地域社会、とりわけ社協の協力や支援が求められているのではないでしょうか。社協が、適切な福祉施設や専門家、地域のボランティアなどに協力してもらいながら、子どもや教員、保護者と一緒に考え取り組んでいくことも、地域福祉活動であり、参加した人すべてにとっての福祉教育になるのだと思います。

また、課題を抱えた子どもたちが、支援されるだけでなく、彼らも地域の一員として、地域に貢献し、喜ばれるという体験をすることによって、自分に自信をもつことができ、よい市民として成長するきっかけともなるのではないでしょうか。

2 市区町村社協はどう動くのか?

本研究会では、なぜ、市区町村の社協が学校と共にすすめる福祉教育に積極的に取り組むことに困難を感じるのか、いろいろな社協のスタッフたちに聞いてみました。すると、「事業が多すぎて忙しいので、福祉教育にていねいにかかわっている余裕がない」、「福祉教育は他の事業に比べて優先順位が低いため、後手にまわってしまう」、「何をどのようにしてよいのか、具体的なすすめ方がわからないので手をつけにくい」、「人手が足りないので福祉教育にまで取り組めない」といった現場の悩みが見えてきました。

前述のように、福祉教育は、地域福祉活動とのリンクが重要です。そのことから「福祉教育」という単独の事業としてではなく、従来の事業のなかに福祉教育の要素を組み入れて取り組むことで、それらの課題も緩和できるのではないでしょうか。

そこで、本研究会では、次の3つのアクションを提案します。

アクション 1

学校と共にすすめる福祉教育を社協の「根幹事業」として位置づけよう!

まず、学校と共にすすめる福祉教育は、社協がすすめる「福祉のまちづくり」にとって必要不可欠なものであり、地域福祉推進の基盤整備の一環であることについて、地域福祉部やボランティア・市民活動センターのみならず、社協全体・全スタッフでの共通認識とすることが大切だと思います。

学校の子どもたちも教員たちもＰＴＡも地域社会の一員であり、福祉のまちづくりの主体です。彼らに、福祉教育を通して、地域福祉活動を理解してもらい、参加・協力してもらうことによって、社協の地域福祉事業を効果的に展開することが可能となり、住民主体の「福祉のまちづくり」をなおいっそう推進することができます。だからこそ、学校と共にすすめる福祉教育を社協の根幹事業に位置づける必要があるのではないでしょうか。

今回訪問した高知県内の社協はどこでも、上司の方からスタッフの方まで皆さんが、社協の根幹をなすものとしての福祉教育の大切さを熱く語ってくれました。

アクション 2

「社協チーム」として取り組もう!

「福祉のまちづくり」の一環として、社協の根幹事業として位置づけられることにより、学校と共にすすめる福祉教育は一部のスタッフが単独の事業としてすすめていくものではなくなります。そして、各事業担当者、事務局長、役員など、社協にかかわる人全員が「社協チーム」として協力しあいながらすすめていくことで、より多彩な福祉教育が生まれ、社協事業全体にも相乗効果がもたらされるはずです。

社協の会長や事務局長がリーダーシップを発揮して、福祉教育の重要性について、学校や教育委員会、行政、地域のさまざまな関係機関に伝えることによって、学校と地域との連携が促進されることでしょう。

アクション 3

地域の人に参加･協力してもらおう!

学校と共にすすめる福祉教育に、保護者やいろいろなボランティア、当事者やその家族、福祉関係者、NPO関係者など、地域のさまざまな人たちが参加・協力することによって、より豊かで、持続可能な教育が実施できることになります。

地域には、子どもたちのために何かお手伝いしたいと思いながら、その機会がない方々がたくさんいます。こうした人たちに集まってもらい「福祉教育のサポーター」としてグループをつくり、社協スタッフを応援してもらいましょう。サポーター自身もこうした活動を通して、地域福祉について学び、参加し、「福祉のまちづくり」の主体として成長していきます。本研究会に参加している社協のほとんどが、地域のサポーターを養成しており、少人数の社協スタッフでも、多彩な福祉教育を実施しています。福祉教育に参加した人たちが、皆で一緒に学び、成長していくこと、まさに、これこそが「福祉共育」といえるのではないでしょうか。

生きた福祉教育（福祉共育）は市区町村社協だからできる

市区町村社協は、その長年の実績により、地域社会から信頼されており、また、福祉関係者・団体、地域組織、行政、ボランティア・NPO、経済団体といった地域のネットワークや、全国的な社協のネットワークをもっているはずです。さらに、福祉についての専門性のあるスタッフがいて、さまざまな地域福祉活動事業に日々取り組んでおり、地域の福祉課題についても把握できる条件を備えています。こうした市区町村社協だからこそ、学校と地域をつなぐ「生きた」福祉教育が実践できるのではないでしょうか。ぜひ、日本中の市区町村でその地域特性を活かした福祉教育が展開できるようにすすめていきましょう。

3 都道府県・指定都市社協はどう動くのか?

高知県社協の動きから学べること

本研究会で訪問した高知県内の3地域で成功した理由について高知県社協に聞いてみると、①従来のように学校を「協力校」として指定し助成金を出すのではなく、市町村社協を指定し助成金を支給することによって、学校と市町村社協が協働することを明確にし、市町村社協が主体性をもって学校に働きかけられるようになった、②高知県社協が中心となり、市町村社協と学校が福祉教育について一緒に学び、具体的なプログラムを考えるワークショップを行うという内容の事前研修に力をいれた、③高知県社協が各地域の現場をたびたび訪問しながら、必要に応じた支援を行った、という3点が考えられるといいます。

このことからも、市区町村社協が学校と共に福祉教育をすすめるためには、都道府県・指定都市社協（以下「県社協」）のサポートが重要であることがわかります。

アクション 1

市区町村社協と学校をつなげよう!

まず、県社協が、各県の教育委員会とつながり、各県教育委員会に福祉教育の重要性や社協ができることについて理解してもらい、市区町村の教育委員会に働きかけてもらうことは非常に効果的です。長崎県では社協と教育委員会が共催して福祉教育の研究協議会を開催しています。こうした場があれば、学校の教員と社協スタッフが出会い、その後、一緒に取り組んでいくことを促進できます。

また、高知県のように、市町村社協と地域内の学校を一緒に「モデル地域」として指定し、市町村社協に助成金を支給するプログラムを実施することも、社協が主体性をもちながら、学校に働きかけをしていくのに有効かもしれません。そのための資金は、行政などのほか、助成団体、教育委員会、企業、地域など、さまざまな機関等との連携から得ることが考えられます。東京都では、都立高校の「奉仕活動」を支援するために、教育行政から社協にコーディネート料が支払われていたり、東京都社協では、民間助成財団や企業などの助成を受けて、市区町村社協と共に福祉教育（市民学習）に取り組んでいます。

アクション 2

福祉教育のすすめ方がわかる場をつくろう!

福祉教育をすすめていきたいが、具体的な方法がわからないと考えている市区町村社協に対しては、プログラムの創り方や福祉教育推進のためのポイントを学べる研修会を県社協が用意しましょう。たとえば、同じ地域の市区町村社協のスタッフと学校の教員たちが一緒に受講し、地域性を考慮した具体的なプログラムができれば、その後の展開が図りやすくなります。

また、県内や他県の市区町村社協の取り組みについて具体的に知ることができたり、共通の課題を話し合ったり、アドバイスがしあえるような社協スタッフ同士の集まりも非常に求められています。

なお、こうした研修会や研究協議会を実施するにあたっては、市区町村社協が集まる定期的な会議の前後に実施したり、地域ブロックごとに実施するなど、市区町村社協スタッフが参加しやすいような配慮が必要でしょう。

さらには、自分たちの県内の取り組みについて、社協での集まりやインターネットで積極的に発信しながら、社協同士での情報交換をしていきたいものです。

アクション 3

個別にもサポートしよう!

市区町村社協によって事情が異なることから、画一的な支援ではあまり効果がない場合もあります。その際は、県社協から市区町村社協に出向いていき、その地域での課題とその対応策について一緒に考え、必要なサポートをすることが大切です。つまり、県社協が市区町村社協と地元の学校とがつながるための仲介役を積極的に果たしたり、県社協も参加しながら、市区町村社協と学校が一緒に福祉教育について考え、いずれは、市区町村社協と学校が自分たちだけで企画・運営できるように支援していけるとよいのではないでしょうか。

また、県社協のスタッフも少ないという現状に対応するため、こうした県社協レベルでの福祉教育サポーターを養成し、サポーターが市区町村社協スタッフを支援することもぜひ検討したいものです。たとえば、埼玉県社協は福祉教育のサポーターをこれまでに1,400名養成し、NPOとして組織化し、市町村社協を支援しています。また、愛知県社協でも福祉教育プログラム･アドバイザーを市町村社協に派遣する取り組みを行っています。

社協の仲間に「熱く」語ることから

全社協がさまざまな報告書を通じて、福祉教育の指針を示したり、役にたつ情報や事例を提供したり、研修会を開催しても、なかなか全国の市区町村社協にくまなく伝わることは難しいのが現状です。そこで、市区町村社協により近い県社協が、県内の社協の取り組み状況や課題を把握し、きめ細やかな支援をしていくことが望まれます。

まずは、県社協のスタッフたちが、市区町村社協に対して、なぜ、忙しくても、予算がなくても、社協が福祉教育に取り組むことが必要なのか、そして、福祉教育で何を伝えていくのかを熱く語り、一緒に考え、取り組んでいくことが本当に大切なのではないでしょうか。

4 全社協に期待されること

地域福祉推進の方法が多様化するなか、また、社会的課題が分散傾向にあるなか、「福祉教育」という切り口で、何を行っていくことができるのか？　どのような手段をもって「福祉教育」の価値を確認し、さらに展開していくのか？　全社協には、考え方の整理・周知と共に、具体的な支援策を提示する役割が増しています。

1 これまでの取り組み

全社協では、地域福祉推進のツールとして福祉教育の重要性にはやくから着目。これまで、福祉教育にかかわる委員会を何度か設置し、その基本となる考え方や展開方法などについて検討し、報告書として広く周知してきました。また、報告書に示された考え方をベースに、さまざまなプログラムの研究開発や体験月間などの推進、事例の収集と提示、セミナーの開催、ワークブックなどさまざまな参考資料の作成など、理念を実行に移すための取り組みを行ってきました。

一方で、全国的に福祉教育を展開するために、1977（昭和52）年より『ボランティア協力校（福祉協力校）』の指定事業（国庫補助）を推進してきました。現在は、各自治体によって方法が異なってきていますが、この協力校指定をきっかけに深みのある福祉教育プログラムを展開してきているところが多くあります。

現在、全社協が提唱している「社協における第三次ボランティア・市民活動推進5ヵ年プラン」（2008年3月）でも、福祉教育をボランティアセンターの中核的なプログラムとして位置づけており、福祉教育にかかわるいくつかの事業を手がけています。

2 今後にむけて

①社協による取り組みの支援

県社協、あるいは、市区町村社協が福祉教育を推進していくために、さまざまな支援を行うことが求められています。

県社協地域福祉担当部・所長会議やそのほかの役職員向けの会議やセミナーの際に福祉教育の大切さについて言及していくこと、あるいは、社協職員セミナーの分科会などに福祉教育をとりあげていくことも一つの方法でしょう。

福祉教育にかかわる調査や事例収集なども全社協だからこそできることではないでしょうか。また、福祉教育についてのブックレットの作成や記事の掲載など、より積極的に発信していくことも大切です。

②幅広い連携と広報

より広くは、行政との連携強化（厚生労働省のみならず、文部科学省やそのほかの関係省庁とも）についても、積極的な取り組みをすすめる必要があります。どの省庁も「ボランティア・市民活動」への関心を深めているいま、「福祉教育」を切り口に、どのような連携が可能か、「広がれボランティアの輪」連絡会議との連携をふくめ、戦略的に行動していくことが望まれます。

また、関係団体にとどまらず、マスコミや一般市民など、広い対象に、福祉教育そのものについての理解促進や意味の提示をしていくことも今後、ますます必要なことでしょう。

いずれにしても、「福祉教育」が地域福祉の推進、ひいては社会全体をよくしていくことにとって重要な営みであること、そして社協が「福祉教育」の重要な担い手であり、仕掛け人になりえることを、社会に広く周知すると共に、社協そのものが、地域や学校において信頼にたる担い手として、仕掛け人として機能できるよう支援していくことが全社協の役割であり、今後も着実な積み重ねが必要です。

5 社協が学校にかかわるもう一つの意味（報告書の「あと」に）

現在、子どもたちはさまざまな問題を抱えています。そしてその多くは家族の問題であったり、友だちや教師との人間関係であったりします。

たとえば、授業料や給食費の未払いが増えていることがマスコミで取り上げられました。「最近の親は…」という批判的なコメントが多かったのですが、社協職員としては、授業料や給食費を払わない、あるいは払えない背景をていねいに分析する必要があります。

不登校の対応も同じようなことが多々あります。その原因を探ると本人の内面的なことだけでなくむしろ、親や兄弟など家庭の問題、友だちや教員との人間関係のトラブルが見られることはめずらしくありません。

こうした子どもたちが抱えている問題は、家族や地域の生活問題に影響を受けていたり、友だちや教員、家庭のなかでの人間関係、あるいはその「環境」に大きな要因があることが多いのですが、このような子どもたちの学習権が脅かされるような諸問題に対応していく福祉領域のことがらを「教育福祉」と言ってきました。

その対応には、カウンセリングのようなアプローチだけではなく、ソーシャルワークが必要だといわれています。実際に日本でもスクールソーシャルワークの導入にむけたモデル事業が始まっています。すでに諸外国では、各学校にスクールソーシャルワーカーが配置されているところもあります。

さらに現在、特別支援教育といって従来の医学的な障害の有無だけではなく、何か特別なニーズがある子どもに対しては必要な支援をていねいにしていくという方針に変わってきました。これは障害の有無だけで区別していた普通学校と養護学校という分離教育を反省して、一人ひとりのニーズに即した教育のあり方に変えていこうという改革です。そこでは個別教育支援計画という、まさにケアプランを作成することが求められています。この計画には、学校関係者だけでなく、子どもたちの地域生活を支える側の専門職として社協が連携していくことも課題です。

このように社協が学校にかかわる、とは従来のような福祉教育事業だけではないのです。地域の子どもたちを地域で育む、そのときにソーシャルワークの専門機関として社協は何ができるか、そのことが学校側から、そして地域から問われているといえます。

今回の報告書では、そこまで広げた内容にすることはしていませんが、社協が真剣に学校とかかわろうとした時、子どもやその家族に対する個別支援にかかわらざるを得ない状況になることは容易に予想されることです。

ある社協職員は、「学校は生活問題を発見できる場」と言っていましたが、そうした視点から学校へかかわることの意味を、社協職員として考えていく必要があります。これからの学校と社協の関係は、そうした深いものになるでしょうし、今までの信頼関係の蓄積の成果が問われてくるでしょう。

平成20年度
福祉教育実践研究会メンバーからのメッセージ（順不同）

福祉の大切さを子どもたちに伝えるのは社協のミッションだと思う。予算がなくても、スタッフが少なくても、日常の業務のなかで、あるいは、地域の支援をつなぎあわせながらできることは山ほどありそうだ。社協の1970年代の姿だったのではないだろうか。

この研究会に参加させていただき、全国各地でがんばっている若い社協マン・ウーマンと出会うことで、とっても励まされた。皆さん、ありがとう！

◆河村　暁子　東京都社会福祉協議会　東京ボランティア・市民活動センター主任

視察先や研究会メンバーのさまざまな工夫や努力を知り、学校を変えようとするのではなく、社協職員である私がまず変わらなければならないんだということを痛感しました。そして学校や地域での長い年月をかけた蓄積を目の当たりにし、「続けていくこと」の大切さも実感しました。迷った時、悩んだ時、この冊子からヒントや元気をもらい、あきらめずにがんばり続けていこうと思います。

◆野川　すみれ　名古屋市昭和区社会福祉協議会

読んでくださりありがとうございます。忙しい教員や社協職員の方々に、報告書を読んで元気になってもらいたい、そんな一心で終始論議していたように振り返っています。原田先生と全社協の方々を困らせたかもしれない裏話ですが、「表紙はインパクトあるようにメンバーの顔写真に」「報告書を漫画にしたら読むかも」「DVD『その時社協は動いた』をつくろう」等など。発想豊かな会議故、熱い想い満載の報告書になりました。

◆竹田　三佳　南陽市社会福祉協議会総務係長

社協や学校では大切なことがあって、それが理念や目標にあらわされていました。短い言葉のため、一見すると見逃してしまいそうですが、たくさんの思いがつまっています。

そのほかにも、伝えたいことがたくさんあるのに、それをどのように伝えられることができるのか…見やすさ？　インパクトのある言葉？それとも…。と、悩みながら報告書を作成しました。まずは手にとって、少しでもお役に立てればうれしく思います。

◆平野　友康　横須賀市社会福祉協議会よこすかボランティアセンター

『福祉共育』の視点が地域を変える！！リベラルな発想で“ツナガル共育”を実践することが大切だと思います。特に現地ヒアリングでの学びとして、「教育現場も福祉現場も携わる個人が、力動性を発揮しつつ燃焼してまでも、熱い想いを繰り返し丁寧に、伝えていかなければならない使命がある。」ということを実感しました。

日常業務に奔走され報告書にまで目を通す時間がないと言われる方も、騙されたと思って是非一読してください。きっと、福祉教育のもつおもしろさや可能性に魅せられると思います。

◆立花　直樹　岬町社会福祉協議会事務局長

「福祉教育」という言葉に初めてふれたとき、大きな抵抗感をもちました。「教育」という言葉に、学校の職員室でのお説教の思い出と、専門分野というイメージをもっていたからでしょうか？

でも、福祉教育に取り組むことで得た出会い・気づきは、私に多くの学びを与えてくれました。

互いに学びあう“共育”。福祉教育（共育）は地域福祉推進の大きな可能性を秘めていると確信しています。

この冊子が皆さんの「続けること」「はじめること」「変えていくこと」のヒントになれば幸いです。

◆村上　義人　隠岐の島町社会福祉協議会地域福祉係長

今回、この研究会に参加でき、改めて「福祉教育」は体験学習やふれあい学習が「目的」なのではなく、その機会を通して“一人の人間としての生き方”“他者の尊厳を重んじる姿勢”“コミュニケーション力の向上”“社会に対する主体的な姿勢”につながり、子どもたちをはじめ、大切な「人間教育」だということを共有・再確認できました。この報告書が「福祉教育」の多様なやり方（切り口）の開発につながるといいなあ！と思います。

◆吉田　瑞穂　中津市社会福祉協議会中津支所地域福祉担当

学校教育が大きく変化しているなかで、社協と学校のかかわりを福祉教育という切り口で改めて整理してみることができました。いつまでも昔のままの福祉教育の考え方では、取り残されていくことを痛感しました。「まずは私たち（社協）が学校を知らなければいけない」当たり前のことですが、ここから始めていくことが大事だと思います。

◆原田　正樹　日本福祉大学准教授

福祉教育実践研究シリーズ②

学校・社協・地域がつながる
福祉教育の展開をめざして

福祉教育推進にむけて学校と社会福祉協議会の
よい関係をつくるために

平成21年7月発行

社会福祉法人　全国社会福祉協議会
全国ボランティア活動振興センター／福祉教育実践研究会

〒100-8980　東京都千代田区霞が関3-3-2　新霞が関ビル
●電話 03-3581-4656　●FAX 03-3581-7858　●E-mail　vc00000@shakyo.or.jp

地域福祉・ボランティア情報ネットワークホームページ
http://www3.shakyo.or.jp/cdvc/

厚生労働省「民間社会福祉事業助成費助成金」事業